

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成26年12月5日提出
【計算期間】	野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型 第1特定期間 野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型 第1期 野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型 第1特定期間 野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型 第1期 （自 平成26年6月9日至 平成26年9月16日）
【ファンド名】	野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型 野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型 野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型 野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型
【発行者名】	野村アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	CEO兼執行役社長 渡邊 国夫
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	松井 秀仁
【連絡場所】	東京都中央区日本橋一丁目12番1号
【電話番号】	03-3241-9511
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

◆米国およびカナダの金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ。）されている R E I T（不動産投資信託証券）を実質的な主要投資対象[※]とし、信託財産の成長を図ることを目的として積極的な運用を行なうことを基本とします。

※円建ての外国投資信託「ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンド」と、円建ての国内籍の投資信託である「野村マネーマーケット マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。「実質的な主要投資対象」とは、これらのファンドを通じて投資する、主な投資対象という意味です。

◆「野村北米 R E I T 投信（通貨選択型）」は、投資する外国投資信託における為替取引手法の異なるコースおよび「野村北米 R E I T 投信（マネープールファンド）年2回決算型」から構成されるファンドです。

米ドルコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	外貨建資産について、原則として対円で為替ヘッジを行わない外国投資信託に投資を行ないます。
メキシコペソコース （毎月分配型）／（年2回決算型）	外貨建資産について、原則として、実質的に当該資産にかかる通貨を売り、メキシコペソを買う為替取引を行なう外国投資信託に投資を行ないます。

◆各コースには分配頻度の異なる「毎月分配型」と「年2回決算型」があります。

○毎月分配型

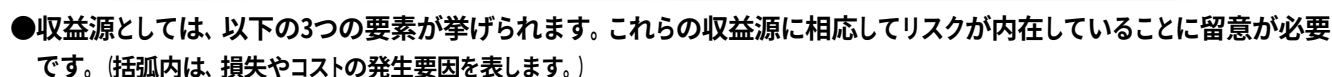
毎月原則15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、每期分配します。

○年2回決算型

年2回、原則として3月および9月の各15日（当該日が休業日の場合は翌営業日）に決算を行ない、每期分配します。

■当ファンドの収益のイメージ■

●当ファンドは、投資対象資産の運用に加えて、為替取引による通貨の運用も行なっております。



©

$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入} + \text{収益源となりません} + \text{為替差益（差損）} \\ \text{値上がり（値下がり）} \quad \quad \quad \text{※1}$$
$$\text{収益の源泉} = \text{投資対象資産の利子・配当等収入 値上がり(値下がり)} + \text{為替取引による プレミアム(コスト)} + \text{為替差益(差損)}$$

※1 米ドルコースでは、原則として対円で為替ヘッジを行わないため、米ドルの対円での変動の影響を受けません。

収益を得られる ケース	REIT 価格の上昇 REIT 価格の下落	・取引対象通貨の短期金利 ＞ 米ドルの短期金利 プレミアム (金利差相当分の収益) の発生 コスト (金利差相当分の費用) の発生	・円に対して取引対象通貨高 為替差益の発生 為替差損の発生
損失やコストが 発生するケース	REIT 価格の上昇 REIT 価格の下落	・取引対象通貨の短期金利 ＜ 米ドルの短期金利 プレミアム (金利差相当分の収益) の発生 コスト (金利差相当分の費用) の発生	・円に対して取引対象通貨安 為替差益の発生 為替差損の発生

※取引対象通貨が新興国通貨の場合などは、為替取引によるプレミアム／コストに短期金利差がそのまま反映されない場合があります。

※市況動向等によっては、上記の通りにならない場合があります。

各ファンドの信託金限度額は、各々7,000億円です。

ただし、受託者と合意のうえ、当該信託金限度額を変更することができます。

<商品分類>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類は以下の通りです。

なお、ファンドに該当する商品分類及び属性区分は下記の表中に網掛け表示しております。

（野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型）

（野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファンド	あり ()
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

(野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型）

(野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型）

《商品分類表》

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単 位 型	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型	内 外	その他資産 ()
		資産複合

《属性区分表》

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル		
	年2回			
	年4回	日本		
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	北米	ファミリーファンド	あり ()
	年12回 (毎月)	欧州		
	日々	アジア		
不動産投信	その他 ()	オセアニア		
		中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券 (不動産投信))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 ()		エマージング		
資産配分固定型 資産配分変更型				

各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（不動産投信）とが異なります。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類及び属性区分の定義については、下記をご覧ください。

なお、下記一般社団法人投資信託協会のホームページでもご覧頂けます。

《一般社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》 <http://www.toushin.or.jp/>

◆一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。（平成22年7月1日現在）

＜商品分類表定義＞

〔単位型投信・追加型投信の区分〕

- (1)単位型投信…当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2)追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

〔投資対象地域による区分〕

- (1)国内…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)内外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔投資対象資産(収益の源泉)による区分〕

- (1)株式…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2)債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)不動産投信(リート)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)その他資産…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。
- (5)資産複合…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

〔独立した区分〕

- (1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- (2)MRP(マネー・リザーブ・ファンド)…「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRPをいう。
- (3)ETF…投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

〔補足分類〕

- (1)インデックス型…目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)特殊型…目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

＜属性区分表定義＞

〔投資対象資産による属性区分〕

株式

- (1)一般…次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)大型株…目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)中小型株…目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

債券

- (1)一般…次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
- (2)公債…目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (3)社債…目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (4)その他債券…目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- (5)格付等クレジットによる属性…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記(1)から(4)に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

不動産投信…これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

その他資産…組入れている資産を記載するものとする。

資産複合…以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

- (1)資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- (2)資産配分変更型…目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

[決算頻度による属性区分]

- (1)年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2)年2回…目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3)年4回…目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4)年6回(隔月)…目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5)年12回(毎月)…目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。
- (6)日々…目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7)その他…上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

[投資対象地域による属性区分(重複使用可能)]

- (1)グローバル…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2)日本…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3)北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4)欧州…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5)アジア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6)オセアニア…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (7)中南米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (8)アフリカ…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (9)中近東(中東)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (10)エマージング…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

[投資形態による属性区分]

- (1)ファミリーファンド…目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。
- (2)ファンド・オブ・ファンズ…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

[為替ヘッジによる属性区分]

- (1)為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- (2)為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

[インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分]

- (1)日経225
- (2)TOPIX
- (3)その他の指数…前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

[特殊型]

- (1)ブル・ベア型…目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。
- (2)条件付運用型…目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- (3)ロング・ショート型／絶対収益追求型…目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の

記載があるものをいう。

- (4)その他型…目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(3)に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

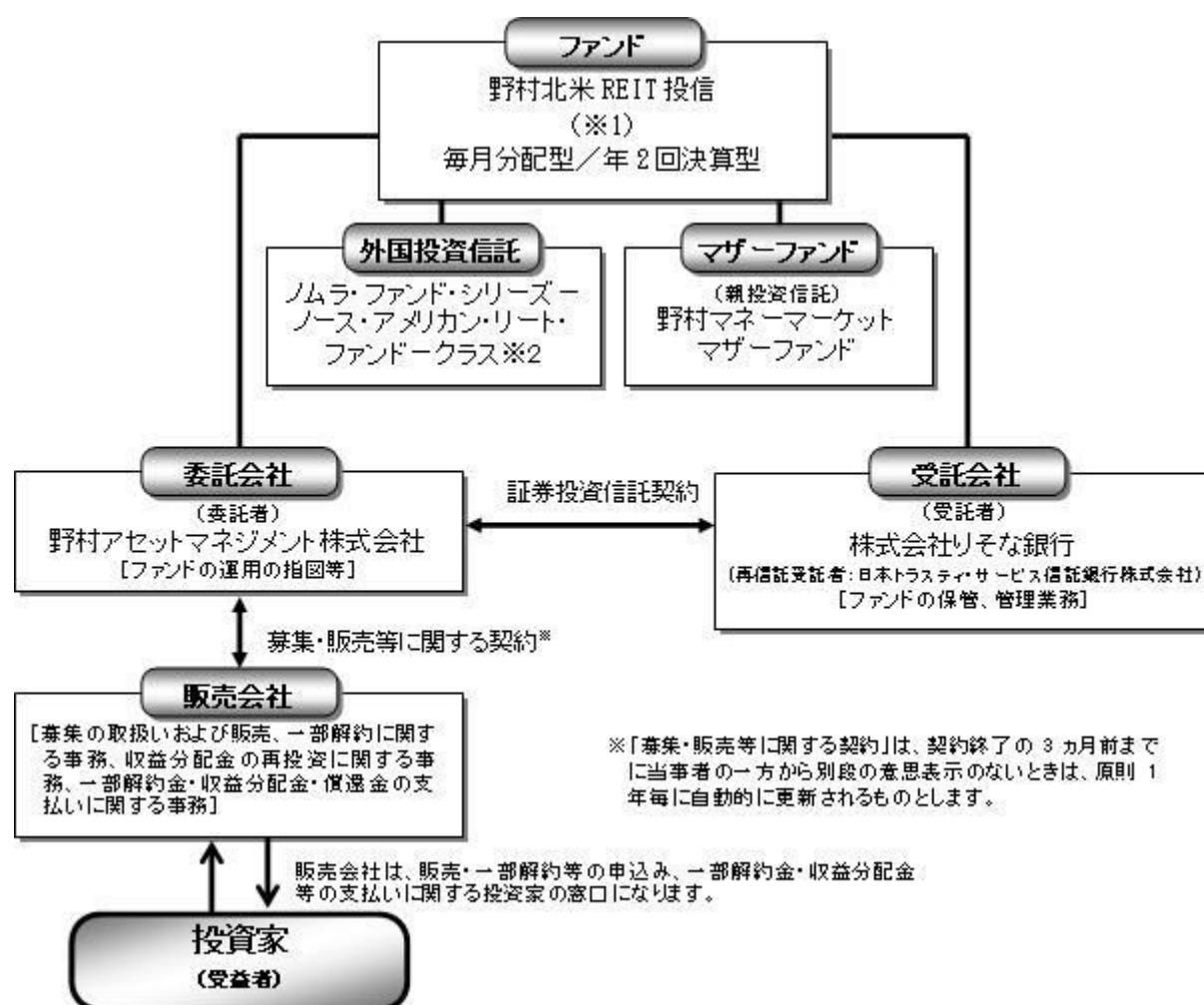
(2) 【ファンドの沿革】

平成26年6月9日 信託契約締結、ファンドの設定日、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

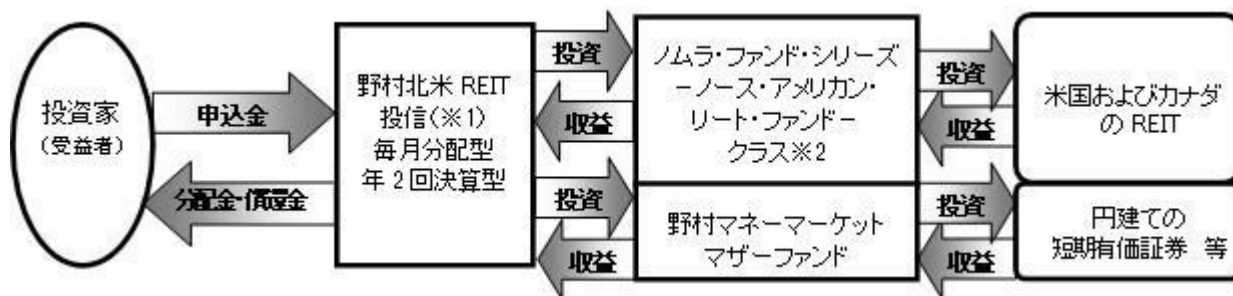
注) 以下の図表中※1、※2については下記の表よりそれぞれあてはめてご覧ください。

※1	米ドルコース	メキシコペソコース
※2	USD	MXN



■ファンド・オブ・ファンズ方式について■

「ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンドー クラス※2」および「野村マネーマーケット マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。



※マザーファンドの運用の方針等については、「第1ファンドの状況 2 投資方針(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

※販売会社との契約によっては、分配金は税引き後無手数料で再投資されます。

※コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資をする場合があります。

■委託会社の概況(平成26年10月末現在)■

・名称

野村アセットマネジメント株式会社

・本店の所在の場所

東京都中央区日本橋一丁目12番1号

・資本金の額

17,180百万円

・会社の沿革

昭和34年(1959年)12月1日	野村證券投資信託委託株式会社として設立
平成9年(1997年)10月1日	投資顧問会社である野村投資顧問株式会社と合併して野村アセット・マネジメント投信株式会社に商号を変更
平成12年(2000年)11月1日	野村アセットマネジメント株式会社に商号を変更
平成15年(2003年)6月27日	委員会等設置会社へ移行

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数	比率
野村ホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	5,150,693株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<米ドルコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」受益証券および「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」受益証券への投資を中心とします[※]。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「ノムラ・ファンド・シリーズーノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。

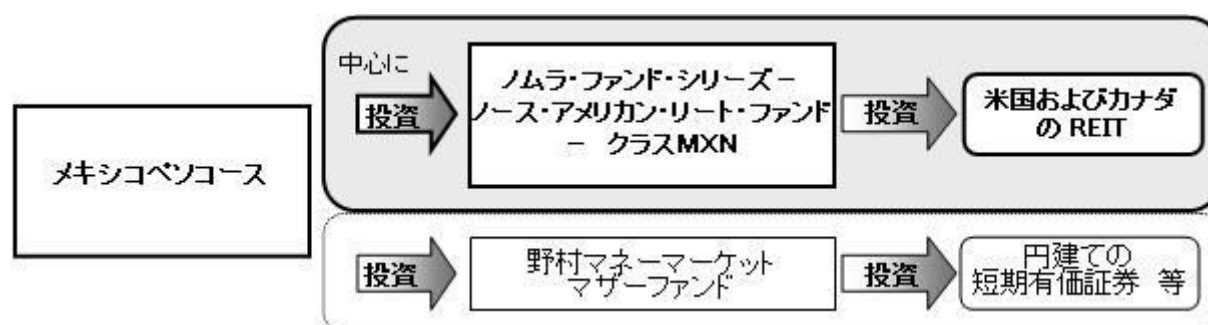


- ・「ノムラ・ファンド・シリーズノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD」は、米国およびカナダのREITに投資を行います。外貨建資産については、原則として対円で為替ヘッジを行いません。詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。
- ・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

<メキシコペソコース（毎月分配型）／（年2回決算型）>

「ノムラ・ファンド・シリーズノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」受益証券および「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券への投資比率は、通常の場合においては、「ノムラ・ファンド・シリーズノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」受益証券への投資を中心とします[※]。また、各受益証券への投資比率には特に制限は設けず、各投資対象ファンドの収益性および流動性ならびに当ファンドの資金動向等を勘案のうえ決定することを基本とします。

※通常の場合においては、「ノムラ・ファンド・シリーズノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」受益証券への投資比率は、概ね90%以上を目処とします。



- ・「ノムラ・ファンド・シリーズノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN」は、米国およびカナダのREITに投資を行います。外貨建資産については、外国為替予約取引等を活用し、原則として実質的に当該資産にかかる通貨を売り、メキシコペソを買う為替取引を行ないます。詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご参照ください。
- ・「野村マネーマーケット マザーファンド」は、円建ての公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。詳しくは後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2) 【投資対象】

米国およびカナダの金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されているREIT（不動

産投資信託証券）を実質的な主要投資対象[※]とします。

※各々以下の円建ての外国投資信託および円建ての国内籍の投資信託である「野村マネーマーケット マザーファンド」を主要投資対象とします。なお、各コースは、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

ファンド名	投資対象
米ドルコース （毎月分配型） / （年2回決算型）	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD
	野村マネーマーケット マザーファンド
メキシコペソコース （毎月分配型） / （年2回決算型）	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスMXN
	野村マネーマーケット マザーファンド

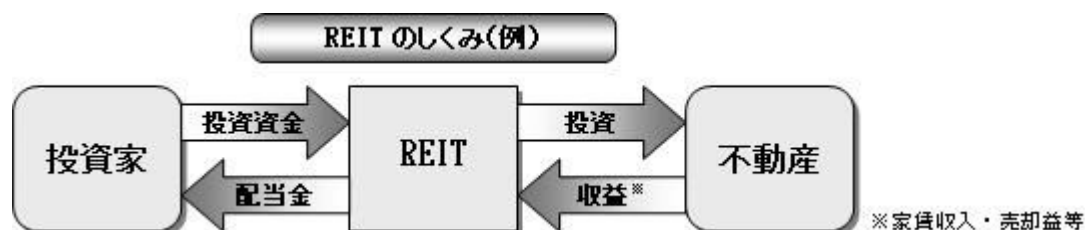
◆デリバティブの直接利用は行ないません。

■「ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンドー クラスUSD/MXN」の主要投資対象■

- ◆米国およびカナダの金融商品取引所に上場されているREITを主要投資対象とします。
- ◆外国為替予約取引、為替先渡し取引、直物為替先渡し取引等を活用します。
- ◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
- ◆詳しくは後述の「(参考)投資対象とする外国投資信託について」をご覧ください。

■REITについて■

◆REIT (Real Estate Investment Trust) とは、「不動産 (Real Estate)」に投資する「投資信託 (Investment Trust)」のことです。



■「野村マネーマーケット マザーファンド」の主要投資対象■

- ◆円建ての短期有価証券を主要投資対象とします。
- ◆デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定します。
- ◆運用方針については後述の「(参考)マザーファンドの概要」をご参照ください。

①投資の対象とする資産の種類(約款第15条)

この信託において投資の対象とする資産（本邦通貨表示のものに限ります。）の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. 約束手形（イに掲げるものに該当するものを除きます。）

ハ. 金銭債権（イ及びロに掲げるものに該当するものを除きます。）

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

②有価証券の指図範囲等(約款第16条第1項)

委託者は、信託金を、円建ての外国投資信託である(※)受益証券および野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者として締結された親投資信託である野村マネーマーケット マザーファンド受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除くものとし、本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第3号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。

(注)上記(※)印となっている箇所は、下記のようにそれぞれあてはめてご覧ください。

「米ドルコース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノー・ス・アメリカン・リート・ ファンドー クラスUSD
「メキシコペソコース」の場合	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノー・ス・アメリカン・リート・ ファンドー クラスMXN

③金融商品の指図範囲等(約款第16条第2項)

委託者は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（上記②に掲げるものを除く。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

(参考)投資対象とする外国投資信託について

ノムラ・ファンド・シリーズ・ノー・ス・アメリカン・リート・ファンド

(クラスUSD／クラスMXN)

(ケイマン諸島籍円建外国投資信託)

＜運用の基本方針＞	
主要投資対象	米国およびカナダの金融商品取引所に上場されているREIT

投資方針	・収益性・成長性等を勘案して選定したREITに分散投資を行ない、配当収益の獲得と中長期的な値上がり益の追求を目指します。 ・主として、個別銘柄の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」により投資銘柄を選定することを基本とします。 ・REITの組入比率は原則として高位を維持することを基本とします。ただし、信託財産の純資産総額の10%以内の範囲で、米国およびカナダの不動産関連の株式に投資する場合があります。 ・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として、当該資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないます。 クラスMXNについては、組入資産について、原則として、米ドルを売り、メキシコペソを買う為替取引を行なうことで、メキシコペソへの投資効果を追求します。クラスUSDについては、対円で為替ヘッジを行わず、米ドルへの投資効果を追求します。
主な投資制限	・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除く。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・同一銘柄の上場投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・デリバティブの利用は、ヘッジ目的に限定しません。
収益分配方針	毎月、投資顧問会社および副投資顧問会社と協議の上、受託会社の判断により、分配を行なう方針です。
償還条項	ファンドの全クラスの合計の純資産残高が50億円を下回った場合にはファンドを、各クラスの純資産残高が50億円を下回った場合には当該クラスを、それぞれ償還する場合があります。
<主な関係法人>	
受託会社	グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー
投資顧問会社	野村アセットマネジメント株式会社
副投資顧問会社	ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシー
管理事務代行会社	ステート・ストリート・ケイマン・トラスト・カンパニー・リミテッド
保管銀行	ステート・ストリート・バンク・アンド・トラスト・カンパニー
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額の0.67%（年率） [※] 程度 ※但し、信託報酬のうち、管理事務代行会社報酬および保管銀行報酬には年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記の報酬率を上回る場合があります。
申込手数料	なし
信託財産留保額	1口につき純資産価格の0.3%（当初1口＝1万円）
その他の費用	信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息など。 ファンドの設立に係る費用（5年を超えない期間にわたり償却）。

上記のほか、一般社団法人投資信託協会の定めるファンド・オブ・ファンズ組入投資信託および投資法人の要件を満たしております。

■「ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンド」のREITの運用体制等について■

「ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンド」のREITの運用は主として副投資顧問会社であるハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーが行ないます。

＜REITの運用体制＞

ポートフォリオ運用チームはハイトマン・グループ（ハイトマン・リアル・エステイト・セキュリティーズ・エルエルシーと親会社を共にし、不動産投資に関する各種サービスを提供している資産運用子会社群を指します。）内の不動産リサーチチーム、実物不動産投資チーム、モーゲージチームからの情報を運用に活用しています。また、高い経営規範に則って業務を遂行すべく、不動産証券専属のコンプライアンスオフィサーを配置しています。

＜REIT投資の考え方＞

REIT運用に関わる信念は、「REITの長期投資収益は、各REIT銘柄が所有する不動産のパフォーマンスを反映する」というものです。従って、REITの分析には個々の不動産からもたらされる収益を吟味することが重要であると考えています。また、次の点に着目して不動産からもたらされる収益を分析しています。

- ◆物件ポートフォリオのグレード、テナント需要との適合性
- ◆不動産市況サイクルの中での、現在及び1年半から2年先の物件ポートフォリオのポジション
- ◆REIT経営陣の物件運用能力

銘柄選択に際してはGARP(Growth At a Reasonable Price／適正価値における成長銘柄投資)戦略による運用を行ない、より高い収益成長性を持ちながら、相対的に割安な価格で取引されている銘柄に焦点をあてています。

＜REITの運用プロセス＞

ボトムアップによる銘柄選択を重視して運用を行ないます。

◆銘柄ファンダメンタルズ分析

ハイトマン・グループ内の不動産リサーチチームや実物不動産投資チームなどの協力を得て、各不動産市場（セクター別、地域別）の需給状況、価格情報などの把握や市場予想を行ないます。この不動産市場分析の結果を踏まえ、各REIT銘柄の不動産ポートフォリオ分析、マネジメント（経営）能力分析、および資本構造分析を行ないます。

- ①不動産ポートフォリオ分析：各REIT銘柄の保有物件のグレード、競争力、需給状況などを把握することを目的に、REITが所有する代表的な物件を視察・分析します。この結果は、各銘柄のキャッシュフロー予測の基礎となります。
- ②マネジメント（経営）能力分析：経営陣の能力や見識を吟味することを目的に積極的な企業訪問を行なっています。
- ③資本構造分析：資本構造の強み、柔軟性などに加えて、収益成長のための資金調達能力や資本コストを把握します。

◆銘柄評価

銘柄ファンダメンタルズ分析の結果を基に定性分析、資本市場分析、不動産価格分析を行ないます。

- ①定性分析：不動産運用能力、物件買収・売却能力、不動産開発能力、資金調達能力・バランスシートの柔軟性、株主・経営陣間の信頼度合い・利益相反の有無（程度）、経営戦略などを勘案して、経営陣の能力を評価します。
- ②資本市場分析：各銘柄のキャッシュフロー成長率を予測し、それに各要因により調整を加え、最終的に各銘柄の期待収益率の算出を行ないます。
- ③不動産価格分析（NAV分析）：不動産のキャッシュフローをベースに、適切な資本化率（キャップレート）を使って現在の不動産価格を求め、これに負債の控除などの調整を行なった後、不動産価値を算出します。この不動産価値を現在のREITの価格と比較し、割安度を求めます。

◆ポートフォリオの構築

ポートフォリオ運用ミーティングにおいて、売買候補銘柄が議論されます。売買候補銘柄が決定された後は、リスク管理上等のチェックを実施し、更にファンド毎のガイドラインを準拠するよう、ポートフォリオを構築します。

(参考)マザーファンドの概要

「野村マネーマーケット マザーファンド」

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1.基本方針

この投資信託は、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

2.運用方法

(1)投資対象

本邦通貨表示の短期有価証券を主要投資対象とします。

(2)投資態度

- ①本邦通貨表示の公社債等に投資を行ない、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。
- ②残存期間の短い公社債やコマーシャル・ペーパー等の短期有価証券への投資により利息等収益の確保を図り、あわせてコール・ローンなどで運用を行なうことで流動性の確保を図ります。
- ③資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

(3)投資制限

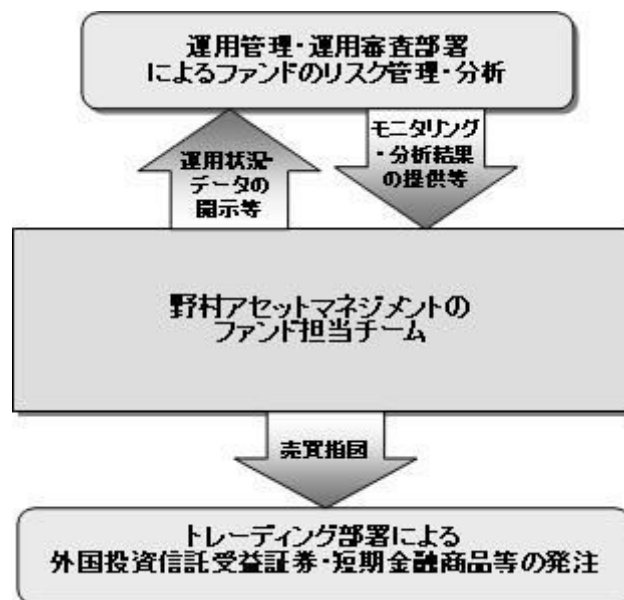
- ①株式への投資は行ないません。
- ②外貨建資産への投資は行ないません。
- ③有価証券先物取引等は約款第15条の範囲で行ないます。
- ④スワップ取引は約款第16条の範囲で行ないます。
- ⑤一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の利用は行ないません。

■「野村マネーマーケット マザーファンド」の運用体制等について■

経済調査部署による国内外の経済調査および発行体の信用力調査をもとに、運用担当者が債券・短期金融商品等の銘柄選定やポートフォリオの構築を行ないます。運用審査部署がファンドのリスク管理・分析を行ない、モニタリング・分析結果を運用チームに提供します。

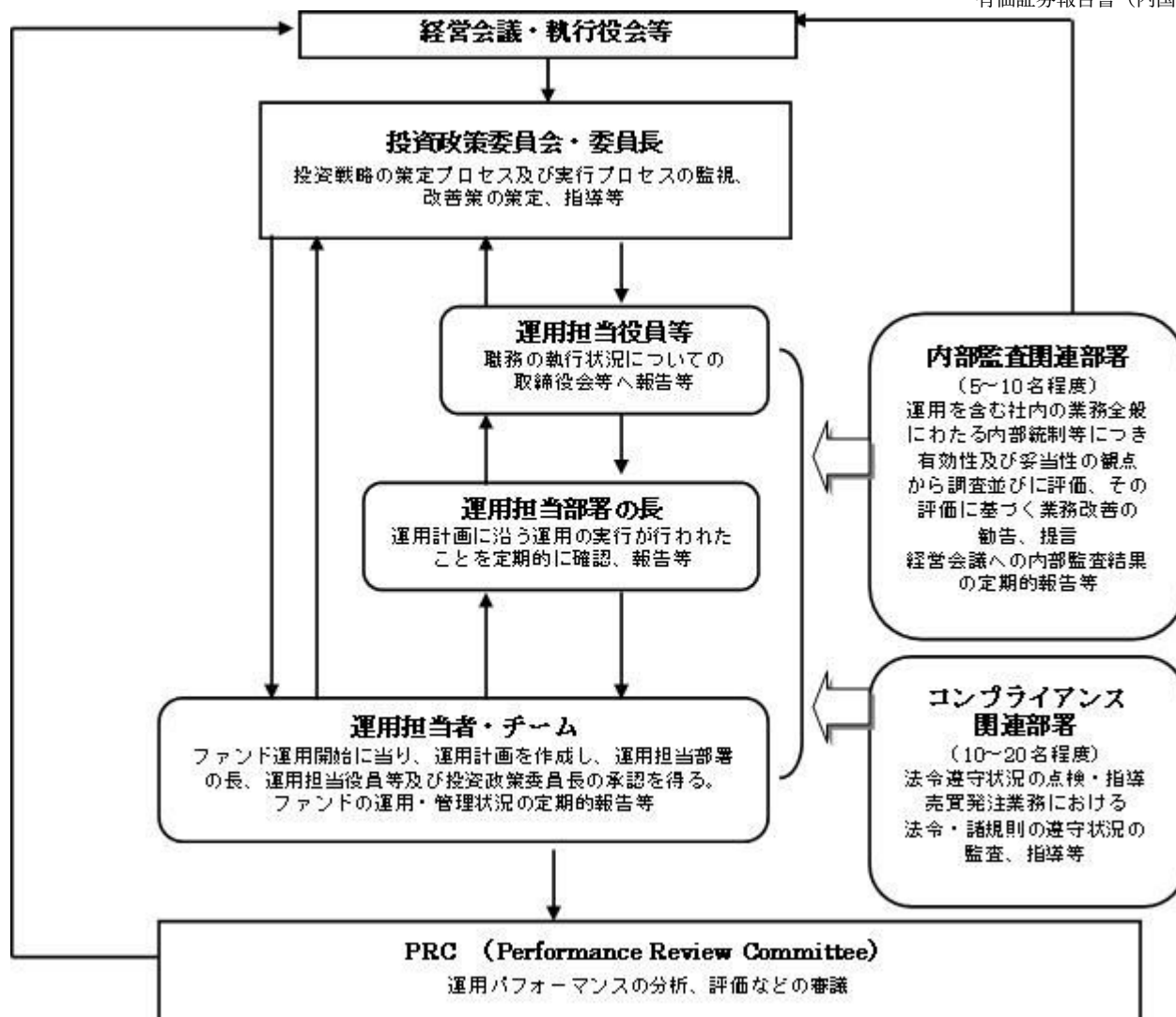
(3)【運用体制】

ファンドの運用体制は以下の通りです。



当社では、ファンドの運用に関する社内規程として、運用担当者に関する規程並びにスワップ取引、信用リスク管理、資金の借入、外国為替の予約取引等、信用取引等に関して各々、取扱い基準を設けております。

ファンドを含む委託会社における投資信託の内部管理及び意思決定を監督する組織等は以下の通りです。



《委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等》

当社では、「受託会社」または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

運用の外部委託を行う場合、「運用の外部委託先」に対しては、外部委託先が行った日々の約定について、投資ガイドラインに沿ったものであるかを確認しています。また、コンプライアンスレポートの提出を義務付け、定期的に管理状況に関する報告を受けています。さらに、外部委託先の管理体制、コンプライアンス体制等について調査ならびに評価を行い、定期的に商品に関する委員会に報告しています。

ファンドの運用体制等は今後変更となる場合があります。

（４）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

②＜毎月分配型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で、委託者が決定するものとし、原則として、配当等収益等を中心

に分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合があります。なお、毎年3月および9月の決算時には、上記分配相当額に委託者が決定する額を付加して分配する場合があります。

＜年2回決算型＞

収益分配金額は、上記①の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託者が決定します。

③留保益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行いません。

※配当等収益とは、配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

※売買益とは、売買損益に評価損益を加減した利益金額で、諸経費、監査費用、当該監査費用に係る消費税等に相当する金額、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

※毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

*委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

◆ファンドの決算日

＜毎月分配型＞

原則として毎月15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

＜年2回決算型＞

原則として毎年3月および9月の各15日（休業日の場合は翌営業日）を決算日とします。

◆分配金のお支払い

お客様と販売会社とのご契約によって、以下の通りとなります。

[分配金をお支払いする契約の場合]

決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。^{※1}

[分配金を再投資する契約の場合]

分配金は税引き後無手数料で再投資されます。^{※2}

※1 分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始いたします。

※2 再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■分配金に関する留意点■

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

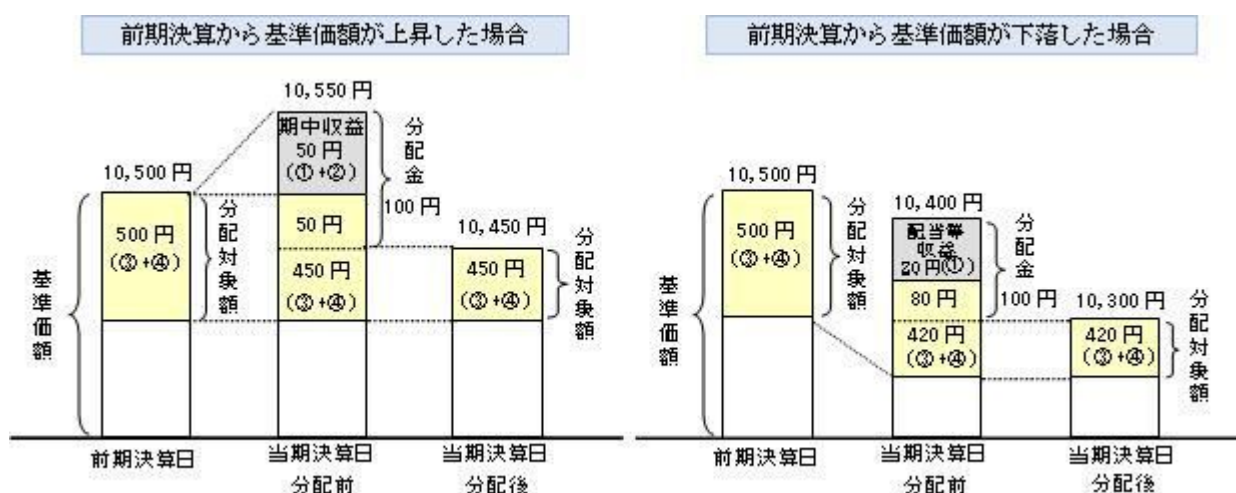


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

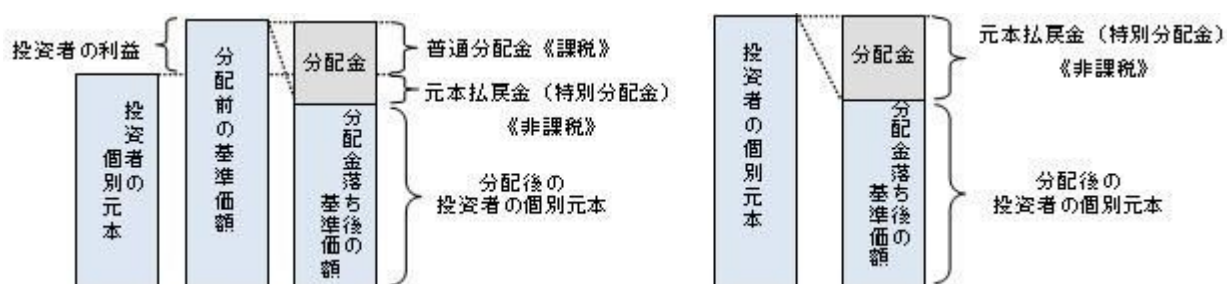
※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

- ◇普通分配金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。
- ◇元本払戻金・・・分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が（特別分配金）元本払戻金（特別分配金）となります。



※投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。

（注）普通分配金に対する課税については、後述の「4 手数料等及び税金 (5)課税上の取扱い」をご覧ください。

※上記はイメージ図であり、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。

（5）【投資制限】

①投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

②外貨建資産への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への直接投資は行ないません。

③デリバティブの利用(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

デリバティブの直接利用は行ないません。

※一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなるデリバティブ取引等（同規則に定めるデリバティブ取引等をいいます。）の実質的な利用は行ないません。

④株式への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

株式への直接投資は行ないません。

⑤同一銘柄の投資信託証券への投資割合(運用の基本方針 2. 運用方法 (3)投資制限)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

⑥公社債の借入れ(約款第19条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行なうにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行なうものとします。

(ii) 上記(i)の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(iii) 信託財産の一部解約等の事由により、上記(ii)の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(iv) 上記(i)の借入れにかかる品貸料は信託財産中から支弁します。

⑦資金の借入れ(約款第25条)

(i) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

(ii) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入れ指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(iii) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(iv) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

3 【投資リスク】

《基準価額の変動要因》

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。

したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

●各コース

[REITの価格変動リスク]

REITは、保有不動産の状況、市場金利の変動、不動産市況や株式市場の動向等により、価格が変動します。ファンドはREITに実質的に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

[為替変動リスク]

各コースの為替変動リスクは以下の通りです。

<米ドルコース>

- ・投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドルベース）[※]について、原則として対円で為替ヘッジを行ないませんので、米ドルの対円で為替変動の影響を受けます。

※米ドル建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、米ドル買いの為替取引を行なった場合も含みます。

<メキシコペソコース>

- ・投資対象である外国投資信託の組入資産（米ドルベース）[※]について、原則として米ドルを売り、メキシコペソを買う為替取引を行ないますので、メキシコペソの対円で為替変動の影響を受けます。ただし、外国投資信託の組入資産（米ドルベース）[※]の額と当該為替取引における米ドル売りの額は必ずしも一致しないため、期待した投資効果が得られない場合があります。その場合、米ドルの対円で為替変動の影響も受けることとなります。

※米ドル建て以外の資産に投資を行ない、当該資産にかかる通貨売り、米ドル買いの為替取引を行なった場合も含みます。

- ・米ドル建て以外の資産に投資を行なった場合は、原則として当該資産にかかる通貨を売り、米ドルを買う為替取引を行ないますが、当該資産の額と当該資産にかかる通貨の売りの額は必ずしも一致しないため、当該資産にかかる通貨の対円で為替変動の影響を受ける場合もあります。

- ・メキシコペソについては、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高く、その結果、メキシコペソの為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。

メキシコペソの金利が当該組入資産にかかる通貨の金利より低い場合、為替取引によるコスト（金利差相当分の費用）がかかるため、基準価額の変動要因となります。

[債券価格変動リスク]

債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

《その他の留意点》

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

●各コースに関する留意点

- ・各コースが各々投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合は、当該ファンドを繰上償還させます。
- ・ファンドが実質的な投資対象とするREITの中には、流動性の低いものもあり、こうしたREITへの投資は、流動性の高い株式等に比べて制約を受けることが想定されます。
- ・REITに関する法律（税制度、会計制度等）、不動産を取り巻く規制が変更となった場合、REITの価格や配当に影響が及ぶことが想定されます。
- ・各コースは、外国投資信託を通じて米国およびカナダの金融商品取引所に上場されているREITに実質的に投資を行ないます。当該外国投資信託が籍を置くケイマン諸島は、米国、カナダいずれの国との間においても租税条約がなく軽減税率が適用されないため、外国投資信託が収受するREITの配当金について米国では30%、カナダでは25%の源泉税が差し引かれます。

※これらの記載は、平成26年10月末現在、委託会社が確認できる情報に基づいたものです。税率等は、現地の税制が変更された場合等は変更になる場合があります。

- ・外国投資信託の組入資産について為替取引を行なう一部の新興国の為替市場においては、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF[※]（ノン・デリバラブル・フォワード）を用いる場合があります。

NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。

※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。

- ・店頭デリバティブ取引に関して、将来、国際的に規制の強化等が予定されています。ファンドが投資対象とする外国投資信託が原則として活用するNDFが当該規制強化等の対象取引となり、かつ、当該取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合、当該現金等を資産の一部として追加的に保有することとなります。その場合、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

《委託会社におけるリスクマネジメント体制》

リスク管理関連の委員会

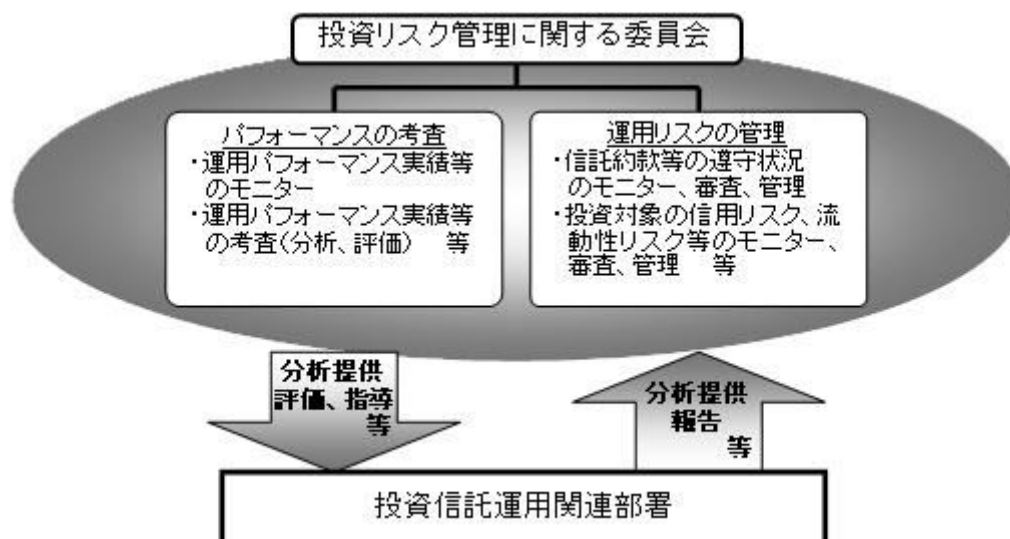
◆パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

◆運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

リスク管理体制図



※投資リスクに関する管理体制等は今後変更となる場合があります。

リスクの定量的比較

(2009年11月末～2014年10月末:月次)

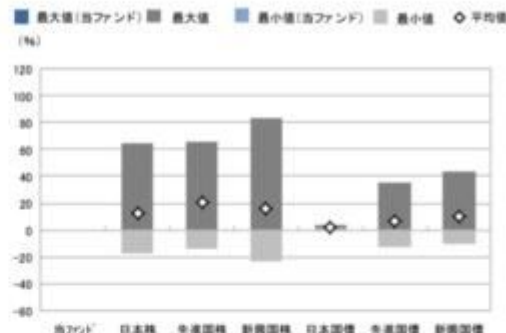
〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●米ドルコース(毎月分配型)



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を 10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。



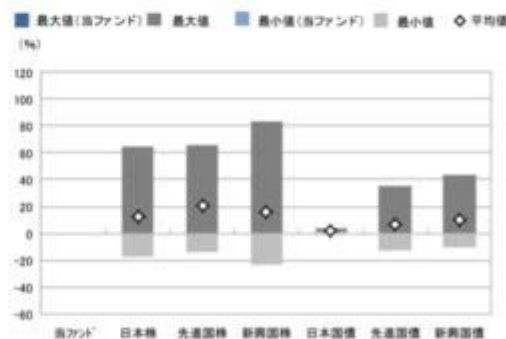
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	—	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	—	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	—	12.1	20.3	15.7	2.3	7.1	10.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2009 年 11 月から 2014 年 10 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

●米ドルコース(年2回決算型)



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を 10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	—	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	—	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	—	12.1	20.3	15.7	2.3	7.1	10.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2009 年 11 月から 2014 年 10 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

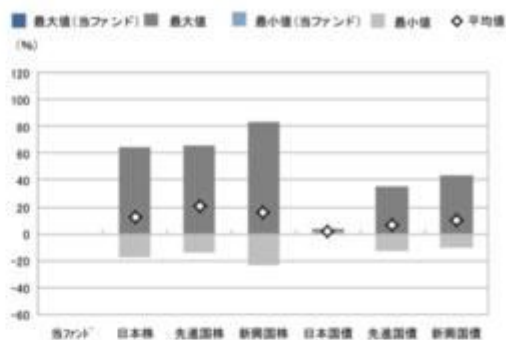
〈ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移〉

〈ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較〉

●メキシコペソコース(毎月分配型)



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を 10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。



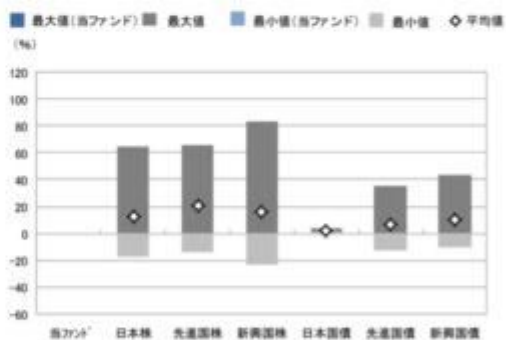
	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	—	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	—	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	—	12.1	20.3	15.7	2.3	7.1	10.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2009 年 11 月から 2014 年 10 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

●メキシコペソコース(年2回決算型)



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を 10,000 として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	—	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値(%)	—	△ 17.0	△ 13.6	△ 22.8	0.4	△ 12.7	△ 10.1
平均値(%)	—	12.1	20.3	15.7	2.3	7.1	10.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2009 年 11 月から 2014 年 10 月の 5 年間の各月末における 1 年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が 1 年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

＜代表的な資産クラスの指数＞

- 日本株：東証株価指数(TOPIX)(配当込み)
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、株式会社東京証券取引所(東東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、東東京証券取引所が有しています。なお、本商品は、東東京証券取引所により提供、保証又は販売されるものではなく、東東京証券取引所は、ファンドの発行又は売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。
- MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
- シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)・・・「シティ世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)」は、Citigroup Index LLCが開発した日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスで、Citigroup Index LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利は、Citigroup Index LLCが有しています。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や価格を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、ブレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または買主になっている可能性もあります。
- 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プロダクト」と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に関連させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMSLLCはNASDAQ, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSC, J.P. Morgan Securities PLC., またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所：株式会社野村総合研究所、Citigroup Index LLC 他)

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

- ①取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.78%(申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当

する率)(税抜3.5%)以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

②収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に、年10,000分の95.04（税抜年10,000分の88）の率を乗じて得た額とします。

また、信託報酬率の配分は次の通り（税抜）とします。

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
年10,000分の35	年10,000分の50	年10,000分の3

ファンドの信託報酬は毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

なお、この他にファンドが投資対象とする外国投資信託に関しても信託報酬等がかかります。

（参考）投資対象とする外国投資信託の信託報酬

外国投資信託の名称	信託報酬率（年率）
ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンド	10,000分の67 [※] 程度

※ 但し、信託報酬のうち、管理事務代行会社報酬および保管銀行報酬には年間最低報酬額が定められており、純資産総額によっては年率換算で上記の信託報酬率を上回る場合があります。

◆上記の他、信託財産に関する租税、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、信託事務の処理に要する費用および信託財産の監査に要する費用、外貨建資産の保管などに要する費用、借入金の利息および立替金の利息などを負担する場合があります。また、外国投資信託の設立に係る費用は当該外国投資信託が負担し、5年を超えない期間にわたり償却します。なお、申込手数料はかかりません。

◆ファンドの信託報酬にファンドが投資対象とする外国投資信託の信託報酬を加えた、受益者が実質的に負担する信託報酬率について、通常の場合においてはノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンド受益証券の各クラスへの投資比率は、概ね90%以上を目処としますので、概算値は以下の通りです。ただし、この値はあくまでも実質的な信託報酬の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入れ状況等によっては、実質的な信託報酬は変動します。

なお、ファンドが実質的な投資対象とするREITは市場の需給により価格形成されるため、その費用は表示しておりません。

実質的な信託報酬率（税込・年率）の概算値
10,000分の162.04程度

《支払先の役務の内容》

＜委託会社＞	＜販売会社＞	＜受託会社＞
--------	--------	--------

ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等	ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
--	--	-----------------------------

（４）【その他の手数料等】

- ①ファンドにおいて一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行なった場合、当該借入金の利息はファンドから支払われます。
- ②ファンドに関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息等は、受益者の負担とし、ファンドから支払われます。
- ③ファンドに関する組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等に相当する金額は信託財産から支払われます。
- ④監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用および当該監査費用に係る消費税等に相当する金額は、信託報酬支払いのときにファンドから支払われます。
- ⑤ファンドにおいて一部解約の実行に伴い、信託財産留保額[※]をご負担いただきます。信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

※「信託財産留保額」とは、償還時まで投資を続ける投資家との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、クローズド期間の有無に関係なく、信託期間満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

*これらの費用等の中には、運用状況等により変動するものがあり、事前に料率、上限額等を表示することができないものがあります。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取扱われます。

■個人、法人別の課税について■

◆個人の投資家に対する課税

＜収益分配金に対する課税＞

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(国税(所得税及び復興特別所得税)15.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行なわれます。なお、確定申告により、申告分離課税もしくは総合課税のいずれかを選択することもできます。

なお、配当控除は適用されません。

＜換金（解約）時および償還時の差益（譲渡益）に対する課税＞

換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)については、申告分離課税により20.315%(国税15.315%および地方税5%)の税率が適用され、源泉徴収口座を選択した場合は20.315%の税率により源泉徴収が行なわれます。

[譲渡損失と収益分配金との間の損益通算について]

換金（解約）時および償還時の差損（譲渡損失）については、確定申告等により上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との通算が可能です。

※公募株式投資信託は税法上、平成26年1月1日以降の少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託

などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

◆法人の投資家に対する課税

分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金(解約)時および償還時の個別元本超過額については、15.315%(国税15.315%)の税率で源泉徴収[※]が行なわれます。なお、地方税の源泉徴収はありません。

※源泉税は所有期間に応じて法人税額から控除
なお、益金不算入制度は適用されません。

税金の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

■換金（解約）時および償還時の課税について■

〔個人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の差益[※]については、譲渡所得とみなして課税が行われます。

※換金（解約）時および償還時の価額から取得費（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益を譲渡益として課税対象となります。

〔法人の投資家の場合〕

換金（解約）時および償還時の個別元本超過額が源泉徴収の対象（配当所得）となります。

なお、買取りによるご換金について、詳しくは販売会社にお問い合わせください。

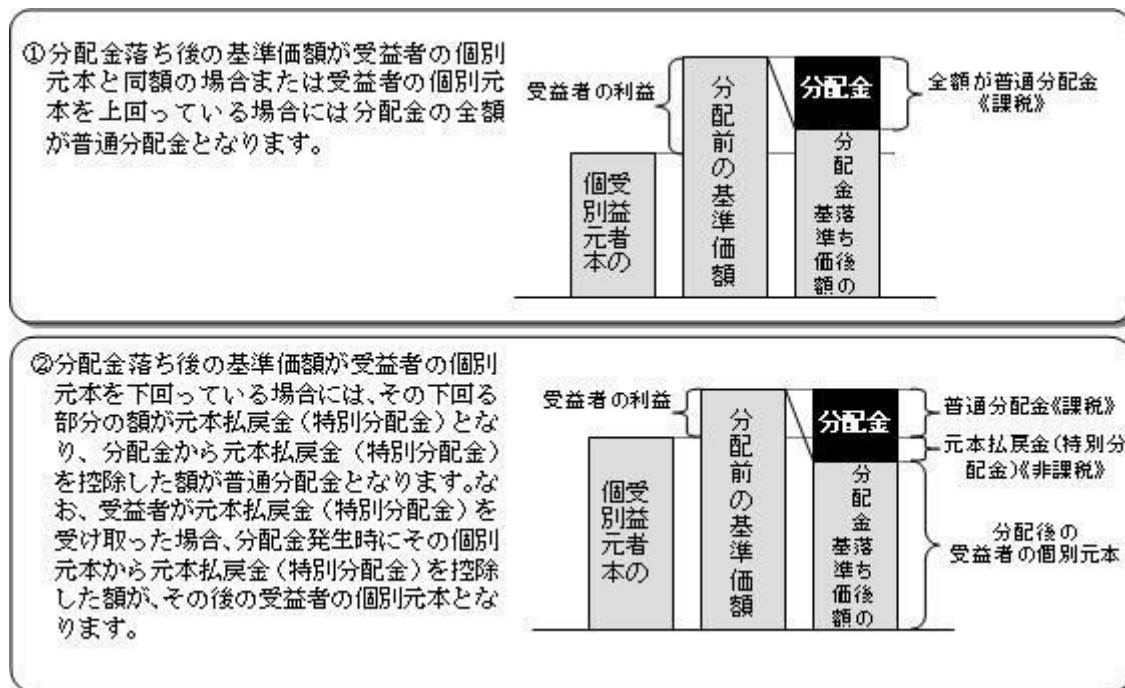
■個別元本について■

◆追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本をいいます。

◆受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合や受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合などには、当該受益者の個別元本が変わりますので、詳しくは販売会社へお問い合わせください。

■分配金の課税について■

◆分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）があります。



※上図はあくまでもイメージ図であり、個別元本や基準価額、分配金の各水準等を示唆するものではありません。

※税法が改正された場合等は、上記「(5)課税上の取扱い」の内容が変更になる場合があります。

5【運用状況】

以下は平成26年10月31日現在の運用状況であります。

また、投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	595,957,824	99.03
親投資信託受益証券	日本	10,003	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	5,819,088	0.96
合計（純資産総額）		601,786,915	100.00

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	531,170,640	99.10
親投資信託受益証券	日本	10,003	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,806,985	0.89
合計（純資産総額）		535,987,628	100.00

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	490,510,160	99.04
親投資信託受益証券	日本	10,003	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	4,722,486	0.95
合計（純資産総額）		495,242,649	100.00

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	ケイマン	225,950,032	99.11
親投資信託受益証券	日本	10,003	0.00
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	2,016,439	0.88
合計（純資産総額）		227,976,474	100.00

（参考）野村マネーマーケット マザーファンド

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
国債証券	日本	84,010,746	25.65
特殊債券	日本	125,493,449	38.32
現金・預金・その他資産（負債控除後）	—	117,952,261	36.02
合計（純資産総額）		327,456,456	100.00

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・ファンド・シリーズ ノース・アメリカン・リート・ ファンドークラスUSD	53,748	10,433	560,788,123	11,088	595,957,824	99.03
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネーマーケット マザー ファンド	9,955	1.0049	10,003	1.0049	10,003	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.03
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.03

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・ファンド・シリーズ ノース・アメリカン・リート・ ファンドークラスUSD	47,905	10,256	491,335,237	11,088	531,170,640	99.10
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーマーケット マザー ファンド	9,955	1.0048	10,002	1.0049	10,003	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.10
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.10

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・ファンド・シリーズ ノース・アメリカン・リート・ ファンドークラスMXN	46,040	10,031	461,851,641	10,654	490,510,160	99.04
2	日本	親投資信託受益証券	野村マネーマーケット マザー ファンド	9,955	1.0049	10,003	1.0049	10,003	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.04
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.04

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
----	------	----	-----	----	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------

1	ケイマン	投資信託受益証券	ノムラ・ファンド・シリーズ ノース・アメリカン・リート・ ファンドークラスMXN	21,208	9,980	211,670,897	10,654	225,950,032	99.11
2	日本	親投資信託 受益証券	野村マネーマーケット マザー ファンド	9,955	1.0048	10,002	1.0049	10,003	0.00

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
投資信託受益証券	99.11
親投資信託受益証券	0.00
合 計	99.11

(参考) 野村マネーマーケット マザーファンド

順位	国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 3回	25,000,000	100.01	25,002,685	100.01	25,002,685	0.1	2014/12/15	7.63
2	日本	特殊債券	公営企業債券 政府保証第84 5回	17,000,000	100.10	17,017,545	100.10	17,017,545	1.5	2014/11/28	5.19
3	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 7回	15,000,000	100.02	15,003,810	100.02	15,003,810	0.1	2015/4/15	4.58
4	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 4回	14,000,000	100.01	14,001,685	100.01	14,001,685	0.1	2015/1/15	4.27
5	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第337回	13,000,000	100.39	13,051,840	100.39	13,051,840	1.3	2015/2/27	3.98
6	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第347回	10,000,000	101.08	10,108,121	101.08	10,108,121	1.3	2015/9/22	3.08
7	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第343回	10,000,000	100.80	10,080,580	100.80	10,080,580	1.3	2015/6/30	3.07
8	日本	特殊債券	首都高速道路債 券 政府保証第 195回	10,000,000	100.31	10,031,472	100.31	10,031,472	1.4	2015/1/26	3.06
9	日本	特殊債券	しんきん中金債 券 利付第24 6回	10,000,000	100.31	10,031,066	100.31	10,031,066	0.65	2015/5/27	3.06
10	日本	特殊債券	商工債券 利付 第720回い号	10,000,000	100.30	10,030,960	100.30	10,030,960	0.65	2015/5/27	3.06
11	日本	特殊債券	商工債券 利付 第721回い号	10,000,000	100.29	10,029,236	100.29	10,029,236	0.55	2015/6/26	3.06
12	日本	特殊債券	しんきん中金債 券 利付第24 5回	10,000,000	100.29	10,029,221	100.29	10,029,221	0.7	2015/4/27	3.06
13	日本	特殊債券	農林債券 利付 第717回い号	10,000,000	100.20	10,020,311	100.20	10,020,311	0.75	2015/2/27	3.06
14	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年)第32 5回	10,000,000	100.02	10,002,216	100.02	10,002,216	0.1	2015/2/15	3.05

15	日本	国債証券	国庫債券 利付 (2年) 第3 2 2回	10,000,000	100.00	10,000,700	100.00	10,000,700	0.1	2014/11/15	3.05
16	日本	国債証券	国庫短期証券 第4 7 6回	10,000,000	99.99	9,999,650	99.99	9,999,650	—	2014/12/1	3.05
17	日本	特殊債券	阪神高速道路債 券 政府保証第 1 4 1回	5,000,000	100.11	5,005,543	100.11	5,005,543	1.5	2014/11/28	1.52
18	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第3 4 1回	3,000,000	100.69	3,020,900	100.69	3,020,900	1.3	2015/5/29	0.92
19	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第3 3 9回	3,000,000	100.62	3,018,809	100.62	3,018,809	1.4	2015/4/28	0.92
20	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第3 3 8回	2,000,000	100.56	2,011,365	100.56	2,011,365	1.5	2015/3/27	0.61
21	日本	特殊債券	日本高速道路保 有・債務返済機 構承継 政府保 証第3 3 6回	2,000,000	100.32	2,006,480	100.32	2,006,480	1.4	2015/1/28	0.61

種類別及び業種別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	25.65
特殊債券	38.32
合 計	63.97

②【投資不動産物件】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

該当事項はありません。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

該当事項はありません。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

該当事項はありません。

（参考）野村マネーマーケット マザーファンド

該当事項はありません。

（3）【運用実績】

①【純資産の推移】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

平成26年10月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2014年 9月16日)	466	467	1.0495	1.0505
	2014年 6月末日	196	—	1.0155	—
	7月末日	422	—	1.0374	—
	8月末日	460	—	1.0524	—
	9月末日	546	—	1.0599	—
	10月末日	601	—	1.1373	—

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

平成26年10月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)

第1計算期間	(2014年 9月16日)	389	390	1.0427	1.0437
	2014年 6月末日	109	—	1.0096	—
	7月末日	225	—	1.0329	—
	8月末日	305	—	1.0478	—
	9月末日	491	—	1.0549	—
	10月末日	535	—	1.1327	—

野村北米R E I T投信（メキシコペソコース）毎月分配型

平成26年10月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）並びに下記特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1特定期間	(2014年 9月16日)	458	460	1.0166	1.0196
	2014年 6月末日	28	—	1.0000	—
	7月末日	254	—	1.0074	—
	8月末日	363	—	1.0316	—
	9月末日	455	—	1.0091	—
	10月末日	495	—	1.0895	—

野村北米R E I T投信（メキシコペソコース）年2回決算型

平成26年10月末日及び同日前1年以内における各月末（設定来）並びに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

		純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間	(2014年 9月16日)	211	212	1.0344	1.0354
	2014年 6月末日	120	—	1.0131	—
	7月末日	154	—	1.0256	—
	8月末日	204	—	1.0468	—
	9月末日	210	—	1.0269	—
	10月末日	227	—	1.1120	—

②【分配の推移】

野村北米R E I T投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	0.0030円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	0.0010円

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1特定期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	0.0090円

※各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

	計算期間	1口当たりの分配金
第1計算期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	0.0010円

③【収益率の推移】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	5.3%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	4.4%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

	計算期間	収益率
第1特定期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	2.6%

※各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

※各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額（期間中の分配金を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

	計算期間	収益率
第1計算期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	3.5%

※各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数を記載しております。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

（４）【設定及び解約の実績】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	447,631,167	2,809,855	444,821,312

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	373,960,776	—	373,960,776

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1特定期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	451,405,845	43,875	451,361,970

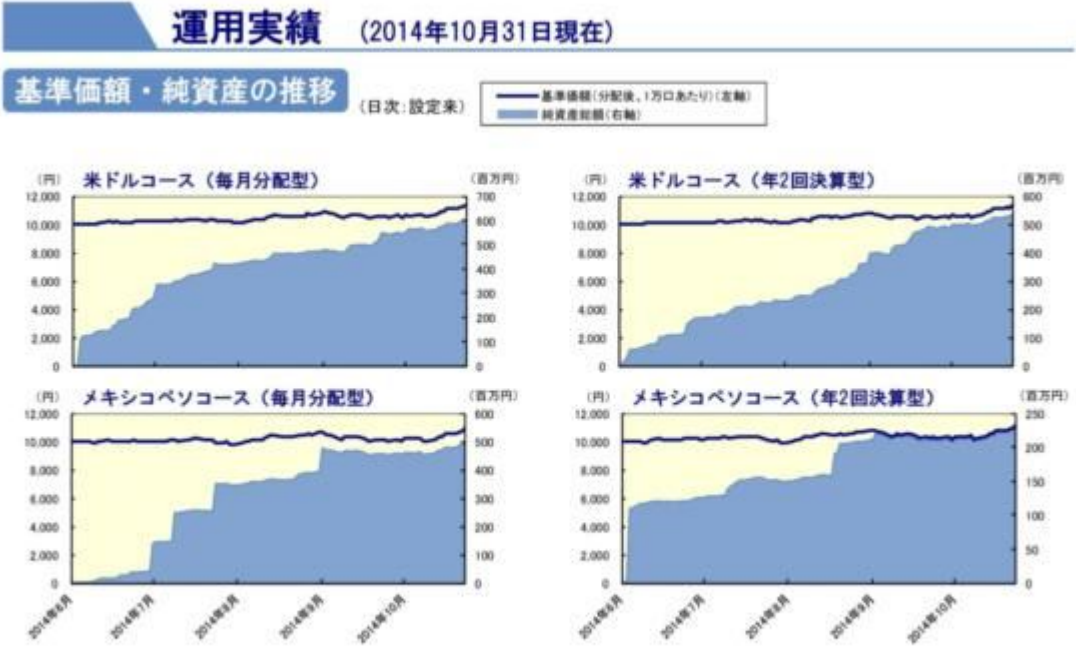
※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

	計算期間	設定口数	解約口数	発行済み口数
第1計算期間	2014年 6月 9日～2014年 9月16日	204,893,629	—	204,893,629

※本邦外における設定及び解約の実績はありません。

《参考情報》



分配の推移

(1万口あたり、課税前)

<毎月分配型>

	米ドルコース	メキシコペソコース
2014年10月	10 円	30 円
2014年9月	10 円	30 円
2014年8月	10 円	30 円
2014年7月	10 円	30 円
2014年6月	—	—
直近1年間累計	40 円	120 円
設定来累計	40 円	120 円

<年2回決算型>

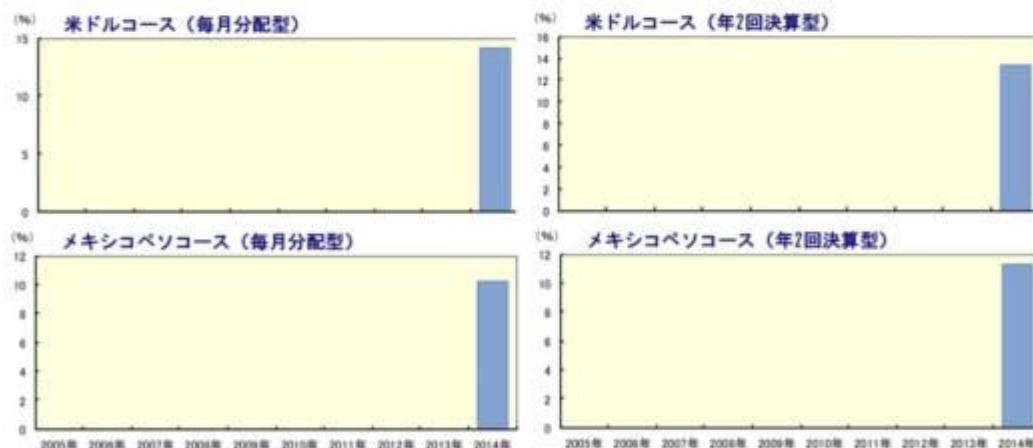
	米ドルコース	メキシコペソコース
2014年9月	10 円	10 円
2014年3月	—	—
2013年9月	—	—
2013年3月	—	—
2012年9月	—	—
設定来累計	10 円	10 円

主要な資産の状況

実質的な銘柄別投資比率(上位)			
<毎月分配型>			
順位	銘柄	投資比率(%)	
		米ドル コース	メキシコペソ コース
1	サイモン・プロパティ・グループ	6.0	6.0
2	エクイティ・レジデンシャル	4.7	4.7
3	アパロンベイ・コミュニティーズ	4.6	4.6
4	プロロジス	4.4	4.4
5	パブリック・ストレージ	3.9	3.9
6	ポストン・プロパティーズ	3.5	3.5
7	ペンタス	3.0	3.0
8	ヘルスケア・リート	2.9	2.9
9	SLグリーン・リアルティ	2.9	2.9
10	アパートメント・インベスト・マネジメント	2.9	2.9
<年2回決算型>			
順位	銘柄	投資比率(%)	
		米ドル コース	メキシコペソ コース
1	サイモン・プロパティ・グループ	6.0	6.0
2	エクイティ・レジデンシャル	4.7	4.7
3	アパロンベイ・コミュニティーズ	4.6	4.6
4	プロロジス	4.4	4.4
5	パブリック・ストレージ	3.9	3.9
6	ポストン・プロパティーズ	3.5	3.5
7	ペンタス	3.0	3.0
8	ヘルスケア・リート	2.9	2.9
9	SLグリーン・リアルティ	2.9	2.9
10	アパートメント・インベスト・マネジメント	2.9	2.9

年間収益率の推移

(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2014年は設定日（2014年6月9日）から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

申込期間中の各営業日に、有価証券届出書の「第一部 証券情報」にしたがって受益権の募集が行なわれます。

取得申込みの受付けについては、午後3時まで取得申込みが行われかつ当該取得申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込み分とします。

販売会社の営業日であっても「申込不可日」には原則として取得およびスイッチングの申込みができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

ファンドの申込(販売)手続きについてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

販売の単位は、1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位[※]とします。

※販売会社との累積投資契約に基づいて分配金を再投資する場合には1口単位となります。

なお、販売会社や申込形態によっては、取得申込単位が上記と異なる場合等があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

また、スイッチングによる申込みは、「野村北米REIT投信（通貨選択型）」を構成する「毎月分配型」の各ファンド間および「年2回決算型」の各ファンド間で、1万口以上1万口単位または1万円以上1円単位でできます。

なお、「毎月分配型」の各ファンド、または「年2回決算型」の各ファンドの全てをご換金した場合の手取金の全額をもって取得申込みを行なう場合は、1口単位とします。

（販売会社によっては、一部または全部のスイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

■積立方式■

販売会社によっては、「定時定額購入サービス」等に関する契約[※]を締結した場合、当該契約で規定する取得申込の単位でお申込みいただけます。

※当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

受益権の販売価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額とします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの受益権の取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを中止すること、および既に受付けた取得申込み（スイッチングの申込みを含みます）の受付けを取り消す場合があります。

<申込手数料>

(i)取得申込日の翌営業日の基準価額に、3.78%（税抜3.5%）以内[※]で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは、販売会社にお問い合わせ下さい。販売会社については、「サポートダイヤル」までお問い合わせ下さい。

(ii)収益分配金を再投資する場合には無手数料とします。

※取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記

載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

一部解約の実行の請求の受付けについては、午後3時までに、解約請求のお申込みが行われかつ、その解約請求のお申込みの受付けにかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日のお申込み分とします。

ただし、販売会社の営業日であっても、申込不可日には原則として受益権の一部解約の実行の請求ができません。（申込不可日については、「サポートダイヤル」でもご確認いただけます。）

換金価額は、換金のお申込み日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額となります。

信託財産留保額は、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104（フリーダイヤル）

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

資金管理を円滑に行なうため、1日1件10億円を超える換金は行なえません。

また、別途、ファンドの残高、市場の流動性の状況等によっては、委託者の判断により換金の金額に制限を設ける場合や換金の受付時間に制限を設ける場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求日から起算して6営業日目から販売会社において支払います。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消す場合があります。

また、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとします。

※換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

＜基準価額の計算方法＞

基準価額とは、計算日において、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除して得た額をいいます。なお、ファンドにおいては1万口当りの価額で表示されます。

ファンドの主な投資対象の評価方法は以下の通りです。

対象	評価方法
外国投資信託	原則、基準価額計算日の前日(前日が外国ファンドの営業日でない場合はとりうる直近)の純資産価格で評価します。
公社債等	原則として、基準価額計算日 ^{※1} における以下のいずれかの価額で評価します。 ^{※2} ①日本証券業協会が発表する売買参考統計値(平均値) ②金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(売気配相場を除く) ③価格情報会社の提供する価額

※1 外国で取引されているものについては、原則として、基準価額計算日の前日とします。

※2 残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法(アキュムレーションまたはアモチゼーション)による評価を適用することができます。

ファンドの基準価額については下記の照会先までお問い合わせ下さい。

野村アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル 0120-753104 (フリーダイヤル)

＜受付時間＞ 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <http://www.nomura-am.co.jp/>

（２）【保管】

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

（３）【信託期間】

平成36年9月17日までとします(平成26年6月9日設定)。

なお、委託者は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託者と協

議のうえ、信託期間を延長することができます。

（４）【計算期間】

＜毎月分配型＞

原則として、毎月16日から翌月15日までとします。

＜年2回決算型＞

原則として、毎年3月16日から9月15日までおよび9月16日から翌年3月15日までとします。

なお、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

（５）【その他】

（a）ファンドの繰上償還条項

- （i）委託者は、各ファンドにつき、その主要投資対象とする外国投資信託受益証券が存続しないこととなる場合には、受託者と合意のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- （ii）委託者は、信託終了前に、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

（b）信託期間の終了

- （i）委託者は、上記「（a）ファンドの繰上償還条項（ii）」に従い信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- （ii）上記（i）の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- （iii）上記（i）の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。
- （iv）上記（i）から（iii）までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記（i）から（iii）までに規定するこの信託契約の解約の手続を行なうことが困難な場合には適用しません。
- （v）委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(vi) 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、下記「(e) 信託約款の変更等」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(c) 運用報告書

各ファンドにつき、毎年3月、9月に終了する計算期間の末日および償還時に運用報告書（交付運用報告書を作成している場合は交付運用報告書）を作成し、知れている受益者に対して交付します。

(d) 有価証券報告書

委託者は、有価証券報告書を原則毎年3月、9月の決算日を基準に作成し3ヵ月以内に関東財務局長に提出します。

(e) 信託約款の変更等

(i) 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

(ii) 委託者は、上記(i)の事項（上記(i)の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

(iii) 上記(ii)の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

(iv) 上記(ii)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

(v) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(vi) 上記(ii)から(v)までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

(vii) 上記(i)から(vi)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(f) 公告

委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<http://www.nomura-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(g) 受託者の辞任および解任に伴う取扱い

(i) 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、上記「(e)信託約款の変更等」に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

(ii) 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(h) 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

(i) 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示請求を行なうことはできません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(j) 関係法人との契約の更新に関する手続

委託者と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

■収益分配金の支払い開始日■

＜累積投資契約を結んでいない場合＞

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払いを開始します。販売会社でお受取りください。

＜累積投資契約を結んでいる場合＞

税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。この場合の受益権の価額は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

なお、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

■収益分配金請求権の失効■

受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

■償還金の支払い開始日■

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までに支払いを開始します。

■償還金請求権の失効■

受益者は、償還金を支払開始日から10年間支払請求しないと権利を失います。

③ 換金(解約)請求権

■換金(解約)の単位■

受益者は、受益権を1万口単位、1口単位または1円単位で換金できます。

※換金のお申込みの方法ならびに単位等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

■換金(解約)代金の支払い開始日■

一部解約金は、受益者の解約申込みの受付日から起算して、原則として、6営業日目から受益者にお支払いします。

第3【ファンドの経理状況】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期(平成26年6月9日から平成26年9月16日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期計算期間(平成26年6月9日から平成26年9月16日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

当期 (平成26年 9月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,485,999
投資信託受益証券	457,289,226
親投資信託受益証券	10,002
未収利息	19
流動資産合計	467,785,246
資産合計	467,785,246
負債の部	
流動負債	
未払金	100,000
未払収益分配金	444,821
未払受託者報酬	13,118
未払委託者報酬	371,642
その他未払費用	1,303
流動負債合計	930,884
負債合計	930,884
純資産の部	
元本等	
元本	444,821,312
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,033,050
（分配準備積立金）	14,656,908
元本等合計	466,854,362
純資産合計	466,854,362
負債純資産合計	467,785,246

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
営業収益	
受取配当金	5,442,050
受取利息	3,346
有価証券売買等損益	11,402,928
営業収益合計	16,848,324
営業費用	
受託者報酬	29,955
委託者報酬	848,668
その他費用	2,966
営業費用合計	881,589
営業利益又は営業損失（△）	15,966,735
経常利益又は経常損失（△）	15,966,735
当期純利益又は当期純損失（△）	15,966,735
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	62,972
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,419,657
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,419,657
剰余金減少額又は欠損金増加額	98,119
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	98,119
分配金	1,192,251
期末剰余金又は期末欠損金（△）	22,033,050

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年 6月 9日から平成26年 9月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

当期 平成26年 9月16日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	444,821,312口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0495円
(10,000口当たり純資産額)	(10,495円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日		
1.分配金の計算過程 平成26年 6月 9日から平成26年 7月15日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,128,568円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,583,464円
収益調整金額	C	3,304,395円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	8,016,427円
当ファンドの期末残存口数	F	328,533,825口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	243円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	328,533円

平成26年 7月16日から平成26年 8月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	1,942,297円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,370,406円
収益調整金額	C	5,653,046円
分配準備積立金額	D	4,383,017円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	15,348,766円
当ファンドの期末残存口数	F	418,897,228口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	366円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	418,897円

平成26年 8月16日から平成26年 9月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,079,243円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	3,799,785円
収益調整金額	C	7,376,142円
分配準備積立金額	D	9,222,701円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	22,477,871円
当ファンドの期末残存口数	F	444,821,312口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	505円
10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	444,821円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期 平成26年 9月16日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資信託受益証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
親投資信託受益証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日	
期首元本額	－円
期中追加設定元本額	447,631,167円
期中一部解約元本額	2,809,855円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	4,067,688
親投資信託受益証券	1
合計	4,067,689

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 9月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 9月16日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノー ス・アメリカン・リート・ファンド ークラスUSD		457,289,226	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.0%		457,289,226 100.0%	
	合計			457,289,226	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファ ンド		10,002	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%		10,002 0.0%	
	合計			10,002	
	合計			457,299,228	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (平成26年 9月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	5,237,117
投資信託受益証券	385,905,344
親投資信託受益証券	10,002
未収利息	9
流動資産合計	391,152,472
資産合計	391,152,472
負債の部	
流動負債	
未払金	300,000
未払収益分配金	373,960
未払受託者報酬	18,140
未払委託者報酬	513,986
その他未払費用	1,788
流動負債合計	1,207,874
負債合計	1,207,874
純資産の部	
元本等	
元本	373,960,776
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,983,822
（分配準備積立金）	5,200,083
元本等合計	389,944,598
純資産合計	389,944,598
負債純資産合計	391,152,472

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
営業収益	
受取配当金	3,380,000
受取利息	2,611
有価証券売買等損益	2,725,346
営業収益合計	6,107,957
営業費用	
受託者報酬	18,140
委託者報酬	513,986
その他費用	1,788
営業費用合計	533,914
営業利益又は営業損失（△）	5,574,043
経常利益又は経常損失（△）	5,574,043
当期純利益又は当期純損失（△）	5,574,043
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	10,783,739
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	10,783,739
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	373,960
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,983,822

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年 6月 9日から平成26年 9月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 平成26年 9月16日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	373,960,776口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0427円
(10,000口当たり純資産額)	(10,427円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日		
1.分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,086,939円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,487,104円
収益調整金額	C	10,783,739円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	16,357,782円
当ファンドの期末残存口数	F	373,960,776口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	437円

10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I = F \times H / 10,000$	373,960円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成26年 9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日	
期首元本額	－円
期中追加設定元本額	373,960,776円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	2,725,344
親投資信託受益証券	2
合計	2,725,346

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 9月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 9月16日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンドー ークラスUSD		385,905,344	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：99.0%		385,905,344 100.0%	
	合計			385,905,344	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファンド		10,002	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%		10,002 0.0%	
	合計			10,002	
合計				385,915,346	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

当期 (平成26年 9月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,280,417
投資信託受益証券	450,242,910
親投資信託受益証券	10,002
未収利息	18
流動資産合計	460,533,347
資産合計	460,533,347
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,354,085
未払受託者報酬	11,169
未払委託者報酬	316,459
その他未払費用	1,107
流動負債合計	1,682,820
負債合計	1,682,820
純資産の部	
元本等	
元本	451,361,970
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,488,557
（分配準備積立金）	5,635,701
元本等合計	458,850,527
純資産合計	458,850,527
負債純資産合計	460,533,347

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
営業収益	
受取配当金	6,851,160
受取利息	3,337
有価証券売買等損益	△2,937,988
営業収益合計	3,916,509
営業費用	
受託者報酬	20,429
委託者報酬	578,738
その他費用	2,017
営業費用合計	601,184
営業利益又は営業損失（△）	3,315,325
経常利益又は経常損失（△）	3,315,325
当期純利益又は当期純損失（△）	3,315,325
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	1,047
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,023,591
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	7,023,591
剰余金減少額又は欠損金増加額	650
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	650
分配金	2,848,662
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,488,557

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当該財務諸表の特定期間は、平成26年 6月 9日から平成26年 9月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

当期 平成26年 9月16日現在	
1. 特定期間の末日における受益権の総数	451,361,970口
2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0166円
(10,000口当たり純資産額)	(10,166円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日		
1.分配金の計算過程 平成26年 6月 9日から平成26年 7月15日まで		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	328,409円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	935,281円
収益調整金額	C	845,791円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	2,109,481円
当ファンドの期末残存口数	F	145,620,435口

10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	144円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	436,861円

平成26年 7月16日から平成26年 8月15日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	2,988,257円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	921,652円
収益調整金額	C	2,932,045円
分配準備積立金額	D	1,118,070円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	7,960,024円
当ファンドの期末残存口数	F	352,572,253口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	225円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,057,716円

平成26年 8月16日から平成26年 9月16日まで

項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,019,953円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	4,891,817円
分配準備積立金額	D	3,969,833円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	11,881,603円
当ファンドの期末残存口数	F	451,361,970口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F \times 10,000$	263円
10,000口当たり分配金額	H	30円
収益分配金金額	$I=F \times H/10,000$	1,354,085円

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、(その他の注記)の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制

委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。

○市場リスクの管理

市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。

○信用リスクの管理

信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。

○流動性リスクの管理

流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

当期 平成26年 9月16日現在	
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額	
貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	
2. 時価の算定方法	
投資信託受益証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
親投資信託受益証券	
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。	
コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務	
これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	

（関連当事者との取引に関する注記）

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日	
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。	

（その他の注記）

1 元本の移動

当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日	
期首元本額	－円
期中追加設定元本額	451,405,845円
期中一部解約元本額	43,875円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	当期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△4,877,121
親投資信託受益証券	1
合計	△4,877,120

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 9月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 9月16日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンド ークラスMXN		450,242,910	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.1%		450,242,910 100.0%	
	合計			450,242,910	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファンド		10,002	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%		10,002 0.0%	
	合計			10,002	
合計				450,252,912	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型】

（１）【貸借対照表】

(単位：円)

第1期 (平成26年 9月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,844,170
投資信託受益証券	209,670,867
親投資信託受益証券	10,002
未収利息	5
流動資産合計	212,525,044
資産合計	212,525,044
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	204,893
未払受託者報酬	13,035
未払委託者報酬	369,291
その他未払費用	1,274
流動負債合計	588,493
負債合計	588,493
純資産の部	
元本等	
元本	204,893,629
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,042,922
（分配準備積立金）	3,645,455
元本等合計	211,936,551
純資産合計	211,936,551
負債純資産合計	212,525,044

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
営業収益	
受取配当金	4,232,340
受取利息	1,566
有価証券売買等損益	△409,431
営業収益合計	3,824,475
営業費用	
受託者報酬	13,035
委託者報酬	369,291
その他費用	1,274
営業費用合計	383,600
営業利益又は営業損失（△）	3,440,875
経常利益又は経常損失（△）	3,440,875
当期純利益又は当期純損失（△）	3,440,875
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	-
期首剰余金又は期首欠損金（△）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,806,940
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,806,940
剰余金減少額又は欠損金増加額	-
分配金	204,893
期末剰余金又は期末欠損金（△）	7,042,922

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 基準価額で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。 受取配当金 受取配当金は、投資信託受益証券の収益分配金を、原則として収益分配金落の売買が行なわれる日において、当該収益分配金額を計上しております。 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
4.その他	当ファンドの計算期間は、信託約款の規定により、平成26年 6月 9日から平成26年 9月16日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第1期 平成26年 9月16日現在	
1. 計算期間の末日における受益権の総数	204,893,629口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額	
1口当たり純資産額	1.0344円
(10,000口当たり純資産額)	(10,344円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日		
1.分配金の計算過程		
項目		
費用控除後の配当等収益額	A	3,850,348円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	0円
収益調整金額	C	3,397,467円
分配準備積立金額	D	0円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	7,247,815円
当ファンドの期末残存口数	F	204,893,629口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F×10,000	353円

10,000口当たり分配金額	H	10円
収益分配金額	$I = F \times H / 10,000$	204,893円

（金融商品に関する注記）

（1）金融商品の状況に関する事項

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
1. 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2. 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、（その他の注記）の2 有価証券関係に記載しております。 これらは、REITの価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3. 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行っております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。

（2）金融商品の時価等に関する事項

第1期 平成26年 9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 親投資信託受益証券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はございません。

（その他の注記）

1 元本の移動

第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日	
期首元本額	－円
期中追加設定元本額	204,893,629円
期中一部解約元本額	0円

2 有価証券関係

売買目的有価証券

種類	第1期 自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
	損益に含まれた評価差額（円）
投資信託受益証券	△409,186
親投資信託受益証券	2
合計	△409,184

3 デリバティブ取引関係

該当事項はありません。

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 9月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 9月16日現在)

（単位:円）

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	ノムラ・ファンド・シリーズ・ノース・アメリカン・リート・ファンド ークラスMXN		209,670,867	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：98.9%		209,670,867 100.0%	
	合計			209,670,867	
親投資信託受益証券	日本円	野村マネーマーケット マザーファンド		10,002	
	小計	銘柄数：1 組入時価比率：0.0%		10,002 0.0%	
	合計			10,002	
合計				209,680,869	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

「野村北米REIT投信(通貨選択型)」の各ファンドは「野村マネーマーケット マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。
 なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

野村マネーマーケット マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)	
(平成26年 9月16日現在)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	135,609,524
国債証券	104,015,192
特殊債券	87,378,654
未収利息	272,085
前払費用	43,586
流動資産合計	327,319,041
資産合計	327,319,041
負債の部	
流動負債	
流動負債合計	-
負債合計	-
純資産の部	
元本等	
元本	325,748,648
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（△）	1,570,393
元本等合計	327,319,041
純資産合計	327,319,041
負債純資産合計	327,319,041

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1.運用資産の評価基準及び評価方法	国債証券、特殊債券 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、価格情報会社の提供する価額等で評価しております。
2.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。
3.金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（貸借対照表に関する注記）

平成26年 9月16日現在
1. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額	1.0048円
(10,000口当たり純資産額)	(10,048円)

（金融商品に関する注記）

(1)金融商品の状況に関する事項

自 平成26年 6月 9日 至 平成26年 9月16日
1.金融商品に対する取組方針 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する運用の基本方針に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 2.金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、附属明細表に記載しております。 これらは、金利変動リスクなどの市場リスク、信用リスク及び流動性リスクにさらされております。 3.金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、独立した投資リスク管理に関する委員会を設け、パフォーマンスの考査及び運用リスクの管理を行なっております。 ○市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行なっております。 ○信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時、継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行なっております。 ○流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行なっております。

(2)金融商品の時価等に関する事項

平成26年 9月16日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及び差額 貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 2. 時価の算定方法 国債証券、特殊債券 （重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動及び期末元本額の内訳

平成26年 9月16日現在	
期首	平成26年 6月 9日
本報告書における開示対象ファンドの期首における当ファンドの元本額	315,963,842円
同期中における追加設定元本額	12,813,177円
同期中における一部解約元本額	3,028,371円

期末元本額	325,748,648円
期末元本額の内訳＊	
野村北米REIT投信（マネープールファンド）年2回決算型	48,879,273円
アジア・プラス（マネープールファンド）	26,914,223円
野村北米REIT投信（円コース）毎月分配型	39,956,350円
野村北米REIT投信（豪ドルコース）毎月分配型	26,705,970円
野村北米REIT投信（ブラジルリアルコース）毎月分配型	128,553,543円
野村北米REIT投信（南アフリカランドコース）毎月分配型	976,938円
野村北米REIT投信（円コース）年2回決算型	5,580,027円
野村北米REIT投信（豪ドルコース）年2回決算型	3,786,609円
野村北米REIT投信（ブラジルリアルコース）年2回決算型	7,374,946円
野村北米REIT投信（南アフリカランドコース）年2回決算型	20,168円
アジア・プラス（円コース）	996,314円
アジア・プラス（アジア通貨戦略コース）	32,878,351円
USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（毎月分配型）	995,521円
USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（毎月分配型）	995,521円
USバンクローンファンド・為替ヘッジあり（年2回決算型）	99,553円
USバンクローンファンド・為替ヘッジなし（年2回決算型）	995,521円
野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型	9,955円
野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型	9,955円
野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型	9,955円
野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型	9,955円

＊は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1)株式(平成26年 9月16日現在)

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券(平成26年 9月16日現在)

(単位:円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	日本円	国庫債券 利付（2年）第321回	20,000,000	20,001,746	
		国庫債券 利付（2年）第322回	10,000,000	10,000,790	
		国庫債券 利付（2年）第323回	25,000,000	25,003,360	
		国庫債券 利付（2年）第324回	14,000,000	14,002,540	
		国庫債券 利付（2年）第325回	10,000,000	10,002,936	
		国庫債券 利付（2年）第327回	15,000,000	15,004,620	

	小計	国庫短期証券 第４７６回	10,000,000	9,999,200	
		銘柄数：７	104,000,000	104,015,192	
		組入時価比率：31.8%		54.3%	
	合計			104,015,192	
特殊債券	日本円	道路債券 政府保証第３３３回	6,000,000	6,010,340	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第３３６回	2,000,000	2,009,630	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第３３７回	13,000,000	13,070,965	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第３３８回	2,000,000	2,014,740	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第３３９回	3,000,000	3,023,444	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第３４１回	3,000,000	3,025,310	
		日本高速道路保有・債務返済機構承継 政府保証第３４３回	10,000,000	10,095,385	
		公営企業債券 政府保証第８４４回	6,000,000	6,010,340	
		公営企業債券 政府保証第８４５回	7,000,000	7,019,130	
		首都高速道路債券 政府保証第１９５回	10,000,000	10,047,357	
		阪神高速道路債券 政府保証第１４１回	5,000,000	5,013,958	
		中小企業債券 政府保証第１８２回	10,000,000	10,003,464	
		商工債券 利付第７２１回い号	10,000,000	10,034,591	
	小計	銘柄数：13	87,000,000	87,378,654	
		組入時価比率：26.7%		45.7%	
	合計			87,378,654	
合計				191,393,846	

(注1)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第２ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型

平成26年10月31日現在

I 資産総額	602,258,114円
II 負債総額	471,199円
III 純資産総額（I－II）	601,786,915円
IV 発行済口数	529,121,145口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1373円

野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型

平成26年10月31日現在

I 資産総額	536,556,476円
II 負債総額	568,848円
III 純資産総額（I－II）	535,987,628円
IV 発行済口数	473,173,948口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1327円

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型

平成26年10月31日現在

I 資産総額	495,438,838円
II 負債総額	196,189円
III 純資産総額（I－II）	495,242,649円
IV 発行済口数	454,554,747口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0895円

野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型

平成26年10月31日現在

I 資産総額	228,227,704円
II 負債総額	251,230円
III 純資産総額（I－II）	227,976,474円
IV 発行済口数	205,009,524口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.1120円

（参考）野村マネーマーケット マザーファンド

平成26年10月31日現在

I 資産総額	327,456,456円
II 負債総額	－円
III 純資産総額（I－II）	327,456,456円
IV 発行済口数	325,861,694口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0049円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換えの事務等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

(2) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(4) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(5) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(6) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額

平成26年10月末現在、17,180百万円

会社が発行する株式総数 20,000,000株

発行済株式総数 5,150,693株

過去5年間ににおける主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(2)会社の機構

(a)会社の意思決定機構

当社は委員会設置会社であり、会社の機関として株主総会、取締役会のほか代表執行役ならびに執行役、指名委員会、監査委員会および報酬委員会をおきますが、代表取締役および監査役会は設けません。各機関の権限は以下のとおりであります。

株主総会

株主により構成され、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更・合併等の重要事項の承認等を行います。

取締役会

取締役により構成され、当社の業務につき意思決定を行います。また執行役・代表執行役、各委員会の委員等を選任し、取締役および執行役の職務の執行を監督します。

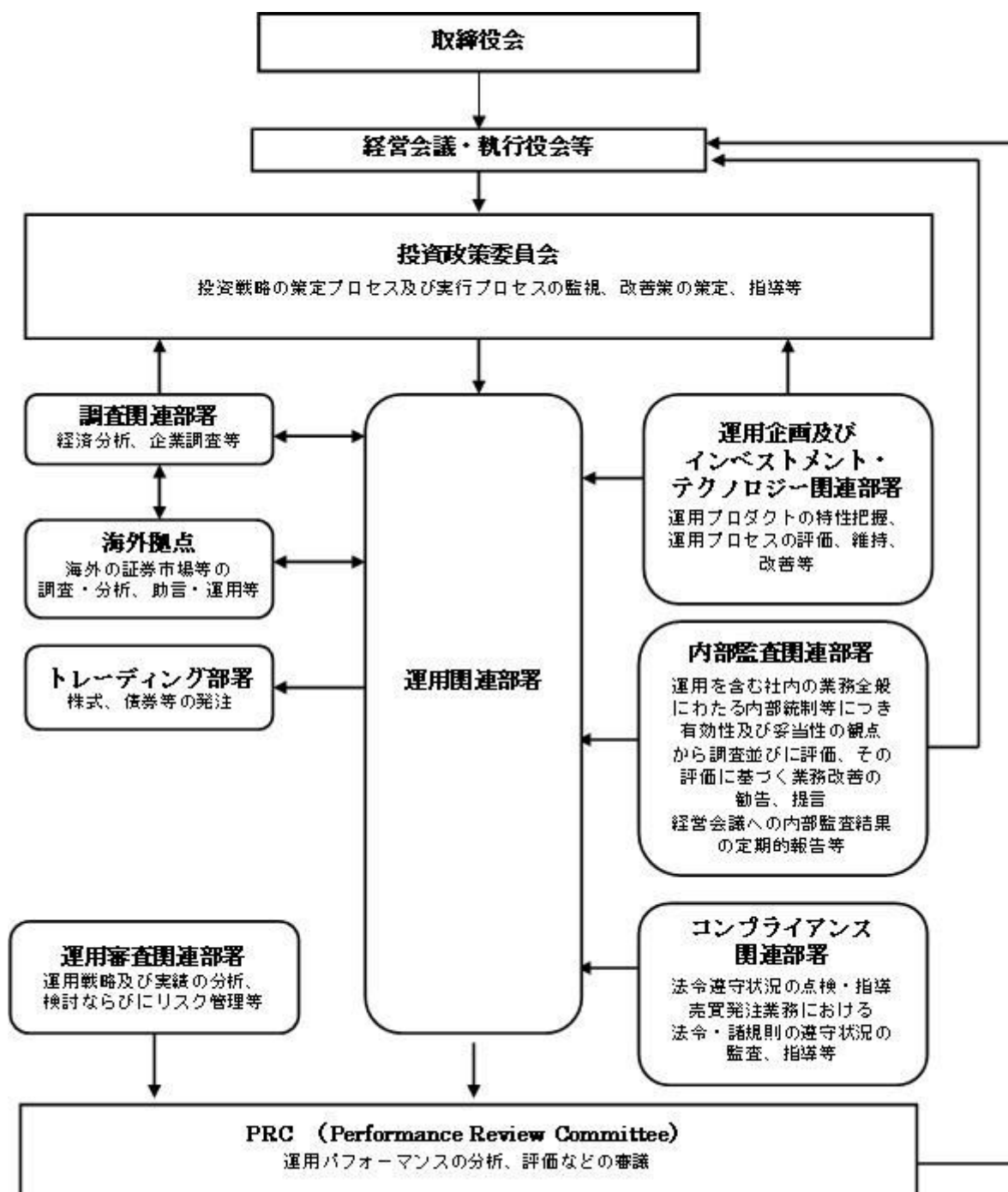
代表執行役・執行役

各執行役は、当社の業務の執行を行います。代表執行役は当社を代表いたします。また取締役会により委任された一定の事項について、代表執行役および執行役で構成される経営会議および執行役会が意思決定を行います。なお、当社は執行役員制度を導入しており、経営会議の構成員には執行役会で選定された執行役員が含まれます。

委員会

取締役3名以上（但し、各委員につき過半数は社外取締役であって執行役でない者）で構成され、イ）指名委員会は、株主総会に提出する取締役の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定し、ロ）報酬委員会は取締役・執行役が受ける個人別の報酬の決定に関する方針を定め、かつそれに従って各報酬の内容を決定し、ハ）監査委員会は取締役・執行役の職務執行の適法性ならびに妥当性に関する監査を行うとともに、株主総会に提出する会計監査人の選任・解任・不再任に関する議案の内容を決定します。

(b)投資信託の運用体制



2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部及び投資助言業務を行っています。

委託者の運用する証券投資信託は平成26年9月30日現在次の通りです(ただし、親投資信託を除きます。)

種類	本数	純資産総額(百万円)
追加型株式投資信託	847	15,156,941

単位型株式投資信託	46	228,824
追加型公社債投資信託	18	6,555,587
単位型公社債投資信託	68	656,040
合計	979	22,597,392

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社である野村アセットマネジメント株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

なお、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表に含まれる比較情報については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成24年9月21日内閣府令第61号)附則第2条第2項により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

		前事業年度 (平成25年3月31日)	当事業年度 (平成26年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)
(資産の部)			
流動資産			
現金・預金		333	247
金銭の信託		51,061	51,758
有価証券		4,500	11,800
前払金		-	0
前払費用		29	28
未収入金		271	287
未収委託者報酬		8,651	10,741
未収収益		4,224	5,999
繰延税金資産		1,504	2,010
その他		12	159
貸倒引当金		△6	△8
流動資産計		70,582	83,026
固定資産			
有形固定資産		1,470	1,508

建物	※ 2	485		442	
器具備品	※ 2	985		1,065	
無形固定資産			8,458		8,249
ソフトウェア		8,457		8,248	
電話加入権		1		1	
その他		0		0	
投資その他の資産			21,443		22,052
投資有価証券		9,061		11,747	
関係会社株式		12,092		9,609	
従業員長期貸付金		29		35	
長期差入保証金		55		50	
長期前払費用		19		80	
前払年金費用		-		347	
その他		184		181	
貸倒引当金		△0		△0	
固定資産計			31,373		31,810
資産合計			101,956		114,837

		前事業年度 (平成25年 3月31日)		当事業年度 (平成26年 3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
(負債の部)					
流動負債					
短期借入金			3,000		-
関係会社短期借入金			2,000		-
預り金			102		106
未払金	※ 1		6,481		9,720
未払収益分配金		3		2	
未払償還金		42		33	
未払手数料		3,764		4,493	
その他未払金		2,671		5,191	
未払費用	※ 1		6,979		8,420
未払法人税等			763		1,960
賞与引当金			3,109		3,984
流動負債計			22,436		24,191
固定負債					
退職給付引当金			813		-
時効後支払損引当金			495		505
繰延税金負債			1,640		3,211
固定負債計			2,948		3,716
負債合計			25,385		27,907
(純資産の部)					
株主資本			71,942		80,249
資本金			17,180		17,180
資本剰余金			11,729		11,729
資本準備金		11,729		11,729	
利益剰余金			43,032		51,339
利益準備金		685		685	
その他利益剰余金		42,347		50,654	
別途積立金		24,606		24,606	

繰越利益剰余金		17,740		26,048	
評価・換算差額等			4,628		6,679
その他有価証券評価差額金			4,659		6,679
繰延ヘッジ損益			△30		-
純資産合計			76,570		86,929
負債・純資産合計			101,956		114,837

(2) 【損益計算書】

		前事業年度 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成25年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成25年 4 月 1 日 至 平成26年 3 月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業収益					
委託者報酬			74,067		87,258
運用受託報酬			17,516		24,589
その他営業収益			163		188
営業収益計			91,747		112,036
営業費用					
支払手数料			37,925		44,194
広告宣伝費			768		793
公告費			0		0
受益証券発行費			5		6
調査費			16,591		20,794
調査費		1,138		1,250	
委託調査費		15,453		19,544	
委託計算費			903		941
営業雑経費			2,616		2,926
通信費		199		188	
印刷費		1,057		948	
協会費		76		76	
諸経費		1,282		1,712	
営業費用計			58,810		69,656
一般管理費					
給料			10,039		11,091
役員報酬	※ 2	229		292	
給料・手当		6,696		6,823	
賞与		3,114		3,975	
交際費			122		131
旅費交通費			446		454
租税公課			289		387
不動産賃借料			1,242		1,212
退職給付費用			1,067		1,069
固定資産減価償却費			4,106		3,518
諸経費			6,273		6,596
一般管理費計			23,589		24,460
営業利益			9,347		17,919

		前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(百万円)		金額(百万円)	
営業外収益					
受取配当金	※ 1	3,002		3,680	
収益分配金		0		0	
受取利息		2		3	
金銭の信託運用益		1,016		379	
為替差益		43		-	
その他		331		336	
営業外収益計			4,396		4,400
営業外費用					
支払利息	※ 1	56		11	
時効後支払損引当金繰入額		9		24	
その他		78		132	
営業外費用計			145		169
経常利益			13,598		22,151
特別利益					
投資有価証券等売却益		59		-	
株式報酬受入益		160		203	
固定資産売却益		10		-	
特別利益計			230		203
特別損失					
投資有価証券売却損		60		-	
投資有価証券償還損		-		51	
投資有価証券評価損		9		2	
関係会社株式評価損		2,916		2,491	
固定資産除却損	※ 3	118		17	
特別損失計			3,105		2,562
税引前当期純利益			10,723		19,792
法人税、住民税及び事業税			3,765		7,608
法人税等調整額			446		△90
当期純利益			6,510		12,273

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		

当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	14,320	39,611	68,521
当期変動額								
剰余金の配当						△3,090	△3,090	△3,090
当期純利益						6,510	6,510	6,510
株主資本以外の 項目の当期 変動額（純 額）								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	3,420	3,420	3,420
当期末残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,693	12	2,705	71,227
当期変動額				
剰余金の配当				△3,090
当期純利益				6,510
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	1,965	△43	1,922	1,922
当期変動額合計	1,965	△43	1,922	5,342
当期末残高	4,659	△30	4,628	76,570

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							株 主 資 本 合 計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資 本 準備金	資 本 剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金		利 益 剰余金 合 計	
					別 途 積立金	繰 越 利 益 剰余金		
当期首残高	17,180	11,729	11,729	685	24,606	17,740	43,032	71,942
当期変動額								
剰余金の配当						△3,966	△3,966	△3,966
当期純利益						12,273	12,273	12,273
株主資本以外 の項目の当期 変動額（純 額）								

5. 消費税等の会計処理方法 6. 連結納税制度の適用	(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金及び確定給付型企业年金について、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 ① 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 確定給付型企业年金に係る数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。また、退職一時金に係る数理計算上の差異は、発生した事業年度の翌期に一括して費用処理することとしております。 退職一時金及び確定給付型企业年金に係る過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、発生した事業年度から費用処理することとしております。 (4) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜き方式によっており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当期の費用として処理しております。 連結納税制度を適用しております。
---	--

[未適用の会計基準等]

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日） (1) 概要 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の処理方法、退職給付債務及び勤務費用の計算方法並びに開示の拡充等について改正されました。 (2) 適用予定日 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正については、平成27年3月期の期首から適用します。 なお、当該会計基準等には経過的な取り扱いが定められているため、過去の期間の財務諸表に対しては遡及適用しません。 (3) 当該会計基準等の適用による影響 退職給付債務及び勤務費用の計算方法の改正による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

[注記事項]

◇ 貸借対照表関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)	当事業年度末 (平成26年3月31日)								
※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>2,368百万円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,584</td></tr> </table>	未払金	2,368百万円	未払費用	1,584	※1. 関係会社に対する資産及び負債 区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。 <table> <tr> <td>未払金</td><td>4,601百万円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>1,607</td></tr> </table>	未払金	4,601百万円	未払費用	1,607
未払金	2,368百万円								
未払費用	1,584								
未払金	4,601百万円								
未払費用	1,607								

※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額	※ 2. 有形固定資産より控除した減価償却累計額
建物 518百万円	建物 565百万円
器具備品 2,524	器具備品 2,849
合計 3,043	合計 3,414

◇ 損益計算書関係

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)
※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 2,922百万円 支 払 利 44 息	※ 1. 関係会社に係る注記 区分掲記されたもの以外で関係会社に対するものは、次のとおりであります。 受取配当金 3,568百万円 支 払 利 5 息
※ 2. 役員報酬の範囲額 役員報酬は報酬委員会決議に基づき支給されております。	※ 2. 役員報酬の範囲額 (同左)
※ 3. 固定資産除却損 建物 5百万円 器具備品 23 ソ フ ト ウ エ 89 ア 合計 118	※ 3. 固定資産除却損 建物 -百万円 器具備品 6 ソ フ ト ウ エ 11 ア 合計 17

◇ 株主資本等変動計算書関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成24年5月16日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,090百万円

1株当たり配当額 600円

基準日 平成24年3月31日

効力発生日 平成24年6月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額 3,966百万円

配当の原資 利益剰余金

1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
普通株式	5,150,693株	—	—	5,150,693株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成25年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	3,966百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	770円
基準日	平成25年3月31日
効力発生日	平成25年6月21日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成26年5月14日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	10,043百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	1,950円
基準日	平成26年3月31日
効力発生日	平成26年6月2日

◇ 金融商品関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。直接または特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資有価証券保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	333	333	-
(2)金銭の信託	51,061	51,061	-
(3)未収委託者報酬	8,651	8,651	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	12,678	12,678	-
(5)関係会社株式	3,064	104,822	101,758
資産計	75,789	177,548	101,758
(6)短期借入金	3,000	3,000	-
(7)関係会社短期借入金	2,000	2,000	-
(8)未払金	6,481	6,481	-
未払収益分配金	3	3	-
未払償還金	42	42	-
未払手数料	3,764	3,764	-
その他未払金	2,671	2,671	-
(9)未払費用	6,979	6,979	-
(10)未払法人税等	763	763	-
負債計	19,224	19,224	-
(11)デリバティブ取引（※）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	-	-	-
ヘッジ会計が適用されているもの	3	3	-
デリバティブ取引計	3	3	-

（※）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価格によっております。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 短期借入金、(7) 関係会社短期借入金、(8) 未払金、(9) 未払費用、(10) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(11) デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照ください。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券883百万円、関係会社株式9,028百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,916百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	333	-	-	-
金銭の信託	51,061	-	-	-
未収委託者報酬	8,651	-	-	-
有価証券及び投資有価証券	4,500	-	-	-

合計	64,547	-	-	-
----	--------	---	---	---

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を特定金銭信託を通じ保有しております。特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引については、保有する投資信託にかかる将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため、投資信託保有残高の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

なお、余資運用に関しては、譲渡性預金等安全性の高い金融資産で運用し、資金調達に関しては、親会社である野村ホールディングス株式会社及びその他の金融機関からの短期借入による方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。また、株式につきましては、政策投資として、あるいは業務上の関係維持を目的として保有しておりますが、価格変動リスクに晒されております。有価証券及び投資有価証券並びに金銭の信託については財務部が管理しており、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、その内容を経営に報告しております。

デリバティブ取引の実行及び管理については、財務部及び運用調査本部で行っております。デリバティブ取引については、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。財務部は月に一度デリバティブ取引の内容を含んだ財務報告を経営会議で行っております。

また、営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成26年3月31日における貸借対照表計上額、時価、及びこれらの差額については次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	247	247	-
(2)金銭の信託	51,758	51,758	-
(3)未収委託者報酬	10,741	10,741	-
(4)有価証券及び投資有価証券			
その他有価証券	22,467	22,467	-
(5)関係会社株式	3,064	141,441	138,377

資産計	88,278	226,656	138,377
(6)未払金	9,720	9,720	-
未払収益分配金	2	2	-
未払償還金	33	33	-
未払手数料	4,493	4,493	-
その他未払金	5,191	5,191	-
(7)未払費用	8,420	8,420	-
(8)未払法人税等	1,960	1,960	-
負債計	20,100	20,100	-

注1：金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金・預金、(3)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

その他有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によってます。また、譲渡性預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、帳簿価額によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照ください。

(5) 関係会社株式

取引所の価格によっております。

(6) 未払金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

注2：非上場株式等（貸借対照表計上額：投資有価証券1,080百万円、関係会社株式6,545百万円）は、市場価格がなく、かつキャッシュフローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。なお、当事業年度において、非上場株式について2,494百万円減損処理を行っております。

注3：金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金	247	-	-	-
金銭の信託	51,758	-	-	-
未収委託者報酬	10,741	-	-	-
有価証券	11,800	-	-	-
合計	74,547	-	-	-

◇ 有価証券関係

前事業年度（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	104,822	101,758
合計	3,064	104,822	101,758

4. その他有価証券(平成25年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	7,534	282	7,251
小計	7,534	282	7,251
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
投資信託(※1)	644	645	△0
譲渡性預金	4,500	4,500	—
小計	5,144	5,145	△0
合計	12,678	5,427	7,250

(※1) 当事業年度末において、投資有価証券に係る為替変動リスクをヘッジするための為替予約取引についてヘッジ会計を適用しております。対応する繰延ヘッジ損失は30百万円（税効果会計適用後）であり、貸借対照表に計上しております。

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	21	6	—
投資信託	708	—	60
合計	730	6	60

当事業年度（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

1. 売買目的有価証券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

2. 満期保有目的の債券(平成26年3月31日)

該当事項はありません。

3. 子会社株式及び関連会社株式(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
関連会社株式	3,064	141,441	138,377
合計	3,064	141,441	138,377

4. その他有価証券(平成26年3月31日)

区分	貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
株式	10,667	282	10,384
小計	10,667	282	10,384
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
譲渡性預金	11,800	11,800	—
小計	11,800	11,800	—
合計	22,467	12,082	10,384

5. 事業年度中に売却したその他有価証券（自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日）

区分	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	—	—	—
投資信託	761	—	51
合計	761	—	51

（注）投資信託の「売却額」及び「売却損の合計額」は償還によるものであります。

◇ 退職給付関係

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	
2. 退職給付債務に関する事項(平成25年3月31日)	
イ. 退職給付債務	△15,209百万円
ロ. 年金資産	12,456
ハ. 未積立退職給付債務(イ+ロ)	△2,752
ニ. 会計基準変更時差異の未処理額	—
ホ. 未認識数理計算上の差異	2,471
ヘ. 未認識過去勤務債務(債務の増額)	△532
ト. 貸借対照表計上額純額(ハ+ニ+ホ+ヘ)	△813
チ. 前払年金費用	—
リ. 退職給付引当金(トーチ)	△813
3. 退職給付費用に関する事項(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)	
イ. 勤務費用	608百万円
ロ. 利息費用	251
ハ. 期待運用収益	△237
ニ. 会計基準変更時差異の費用処理額	—
ホ. 数理計算上の差異の費用処理額	304
ヘ. 過去勤務債務の費用処理額	△40
ト. 退職給付費用(イ+ロ+ハ+ニ+ホ+ヘ)	885
チ. その他(注)	170
計	1,055
(注) 確定拠出年金への掛金支払額等であります。	
4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項	
イ. 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
ロ. 割引率	1.5%
ハ. 期待運用収益率	2.5%
ニ. 過去勤務債務の額の処理年数	16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、費用処理することとしております。)
ホ. 数理計算上の差異の処理年数	(1) 退職一時金に係るもの 1年(発生時の翌期に費用処理することとしております。) (2) 退職年金に係るもの 16年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌期から費用処理することとしております。)
ヘ. 会計基準変更時差異の処理年数	該当はありません。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1. 採用している退職給付制度の概要	
当社は、確定給付型の制度として確定給付型企业年金制度及び退職一時金制度を、また確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を設けております。	

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	15,209 百万円
勤務費用	750
利息費用	228
数理計算上の差異の発生額	△25
退職給付の支払額	△494
その他	11
退職給付債務の期末残高	15,680

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	12,456 百万円
期待運用収益	311
数理計算上の差異の発生額	428
事業主からの拠出額	2,065
退職給付の支払額	△475
年金資産の期末残高	14,786

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	13,485 百万円
年金資産	△14,786
	△1,301
非積立型制度の退職給付債務	2,194
未積立退職給付債務	893
未認識数理計算上の差異	△1,733
未認識過去勤務費用	492
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347
前払年金費用	△347
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	△347

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	750 百万円
利息費用	228
期待運用収益	△311
数理計算上の差異の費用処理額	284
過去勤務費用の費用処理額	△40
その他	△12
確定給付制度に係る退職給付費用	899

(5) 年金資産に関する事項

① 年金資産の主な内容

年金資産合計に対する主な分類毎の比率は、次の通りです。

債券	30%
株式	18%
受益証券等	14%
生保一般勘定	19%
その他	19%
合計	100%

② 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.6%
長期期待運用収益率	2.5%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、170百万円でした。

◇ 税効果会計関係

前事業年度末 (平成25年3月31日)		当事業年度末 (平成26年3月31日)	
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳		1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
繰延税金資産	百万円	繰延税金資産	百万円
関係会社株式評価減	1,050	関係会社株式評価減	1,947
賞与引当金	1,181	賞与引当金	1,434
所有株式税務簿価通算差異	776	所有株式税務簿価通算差異	776
投資有価証券評価減	501	投資有価証券評価減	502
未払事業税	184	未払事業税	425
ゴルフ会員権評価減	408	ゴルフ会員権評価減	408
減価償却超過額	208	減価償却超過額	206
時効後支払損引当金	178	時効後支払損引当金	181
子会社株式売却損	172	子会社株式売却損	172
未払社会保険料	90	未払社会保険料	100
退職給付引当金	292	退職給付引当金	-
繰延ヘッジ損失	18	繰延ヘッジ損失	-
その他	124	その他	126
繰延税金資産小計	5,189	繰延税金資産小計	6,284
評価性引当金	△2,704	評価性引当金	△3,602
繰延税金資産計	2,485	繰延税金資産計	2,681
繰延税金負債		繰延税金負債	
有価証券評価差額金	2,620	有価証券評価差額金	3,757
前払年金費用	-	前払年金費用	125
繰延税金負債計	2,620	繰延税金負債計	3,882
繰延税金負債(純額)	135	繰延税金負債(純額)	1,200
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳		2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳	
法定実効税率	38.0%	法定実効税率	38.0%
(調整)		(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.5%	交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△10.1%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.7%
住民税等均等割	0.0%	住民税等均等割	0.0%
タックスヘイブン税制	2.1%	タックスヘイブン税制	1.4%
外国税額控除	△0.0%	外国税額控除	△0.3%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	0.5%
関係会社株式評価減	10.3%	関係会社株式評価減	4.7%
その他	△1.6%	その他	△0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.2%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.9%

	3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正 「所得税法等の一部を改正する法律」が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異について、前事業年度の38%から36%に変更されております。 この変更により、繰延税金負債の純額が111百万円増加し、法人税等調整額（貸方）は111百万円減少しております。
--	---

◇ セグメント情報等

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. セグメント情報

当社は投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域

ごとの営業収益の記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

（３）主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、主要な顧客ごとの営業収益の記載を省略しております。

◇ 関連当事者情報

前事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

１．関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	59,500	短期借入金	2,000
							資金の返済	66,000		
							借入金利息の支払	44	未払費用	0

（イ）子会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.6%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	4,433	未払費用	706

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売出の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	30,983	未払手数料	3,105

親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る 投資顧問料の支払 (*4)	1,941	未払費用	827
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入(*1)	3,000	短期借入金	3,000
							借入金利息の支払	12	未払費用	—

(エ) 役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

(*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。

(*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。

(*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、大阪証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計 173,289

固定資産合計 239,585

流動負債合計 119,860

固定負債合計 20,742

純資産合計 272,272

売上高 337,340

税引前当期純利益 34,116

当期純利益 21,546

当事業年度(自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)

1. 関連当事者との取引

（ア）親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社	野村ホールディングス株式会社	東京都中央区	594,492 (百万円)	持株会社	(被所有) 直接 100.0%	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の借入 (*1)	8,000	短期借入金	—
							資金の返済	10,000		
							借入金利息の支払	5	未払費用	—

（イ）子会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
関連会社	株式会社野村総合研究所	東京都千代田区	18,600 (百万円)	情報サービス業	(所有) 直接 21.5%	サービス・製品の購入	自社利用のソフトウェア開発の委託等(*2)	5,073	未払費用	716

（ウ）兄弟会社等

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引 金額 (百万円)	科目	期末 残高 (百万円)
親会社の子会社	野村証券株式会社	東京都中央区	10,000 (百万円)	証券業	—	当社投資信託の募集の取扱及び売上の取扱ならびに投資信託に係る事務代行の委託等 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(*3)	36,867	未払手数料	3,854
親会社の子会社	野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー株式会社	東京都中央区	400 (百万円)	投資顧問業	—	当社投資信託の運用委託 役員の兼任	投資信託の運用に係る投資顧問料の支払(*4)	1,959	未払費用	760
親会社の子会社	野村信託銀行株式会社	東京都千代田区	30,000 (百万円)	信託銀行業	—	資産の賃貸借及び購入等 役員の兼任	資金の返済	3,000	短期借入金	—
							借入金利息の支払	6	未払費用	—

（エ）役員及び個人主要株主等

該当はありません。

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (*1) 資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (*2) ソフトウェア開発については、調査・研究に要する費用や開発工数等を勘案し、総合的に決定しております。
- (*3) 投資信託に係る事務代行手数料については、商品性等を勘案し総合的に決定しております。
- (*4) 投資信託の運用に係る投資顧問料については、一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

野村ホールディングス(株)（東京証券取引所、名古屋証券取引所、シンガポール証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

当事業年度において、重要な関連会社は(株)野村総合研究所であり、その要約財務諸表は以下のとおりであります。

(百万円)

(株)野村総合研究所

流動資産合計	191,892
固定資産合計	249,548
流動負債合計	84,950
固定負債合計	55,262
純資産合計	301,227
売上高	355,777
税引前当期純利益	47,854
当期純利益	28,759

◇ 1株当たり情報

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成26年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,866円12銭	1株当たり純資産額	16,877円25銭
1株当たり当期純利益	1,264円08銭	1株当たり当期純利益	2,382円87銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	6,510百万円	損益計算書上の当期純利益	12,273百万円
普通株式に係る当期純利益	6,510百万円	普通株式に係る当期純利益	12,273百万円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	5,150,693株	普通株式の期中平均株式数	5,150,693株

4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等(委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1)定款の変更

委託者の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟事件その他の重要事項

委託者およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1)受託者

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
株式会社りそな銀行 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

*平成26年9月末現在

(2) 販売会社

(a)名称	(b)資本金の額 [*]	(c)事業の内容
野村證券株式会社	10,000百万円	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
野村信託銀行株式会社	30,000百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

＊平成26年9月末現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託者

ファンドの受託会社(受託者)として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

＜再信託受託者の概要＞

名称：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
 設立年月日：平成12年6月20日
 業務の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

銀行免許取得日および信託業務の認可取得日：平成12年7月13日

(2) 販売会社

ファンドの取扱販売会社として、募集の取扱いおよび販売を行ない、信託契約の一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

3【資本関係】

(持株比率5.0%以上を記載します。)

(1) 受託者

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
平成26年 7月22日	臨時報告書
平成26年 8月21日	臨時報告書

独立監査人の監査報告書

平成26年6月6日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩部俊夫指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重俊寛指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 湯原 尚

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている野村アセットマネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村アセットマネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年11月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部 俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型の平成26年6月9日から平成26年9月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米REIT投信（米ドルコース）毎月分配型の平成26年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年11月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部 俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型の平成26年6月9日から平成26年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米REIT投信（米ドルコース）年2回決算型の平成26年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年11月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部 俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型の平成26年6月9日から平成26年9月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米REIT投信（メキシコペソコース）毎月分配型の平成26年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成26年11月5日

野村アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩 部 俊 夫
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	森 重 俊 寛

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型の平成26年6月9日から平成26年9月16日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、野村北米REIT投信（メキシコペソコース）年2回決算型の平成26年9月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

野村アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。